

平成 22 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 2 日）

平成 22 年 9 月 13 日（月曜日）

◎出席委員（22 名）

委員長 藤原 益栄

副委員長 相澤 耀司

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

戸津川 晴美 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

村松 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石原 源一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

交通防災課長 鈴木 典男

市民経済部副理事(兼)市民課長 加川 昭

税務課長 鈴木 学

収納課長 佐藤 利夫

農政課長(兼)農業委員会事務局長 狩野 正幸

商工観光課長 佐藤 秀業

こども福祉課長 但木 正敏

保健福祉部副理事(兼)健康課長 紺野 哲哉

介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部副理事(兼)国民年金課長 大森 晃

道路公園課長 鈴木 弘章

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

教育委員会事務局理事(兼)文化財課長 高倉 敏明

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

監査委員事務局長 鐵 博明

選挙管理委員会事務局長 長田 健

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 小野 史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 9 時 58 分 開議

- 議案第 51 号 平成 22 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
- 一般会計
- 歳入質疑

○藤原委員長

皆さん、おはようございます。

若干定刻前ですが、皆さんおそろいですので、決算特別委員会 2 日目に入りたいと思います。

9 月 20 日が敬老の日なんですが、繰り上げて日曜日に敬老会をやった地区も多かったよう
であります。大変忙しく過ごされたのではないかと思います。

本日、決算委員会 2 日目で、いよいよ質疑に入りますので、きょうもよろしく願いいた
します。

ただいまの出席委員は 22 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員
会を開きます。

それでは、議案第 51 号 平成 21 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定に
ついてを議題といたします。

先日一般会計の説明が終わっておりますので、これより直ちに質疑を行います。これに御
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長

御異議なしと認めます。

それでは、一般会計歳入歳出決算のうち、まず歳入について一括質疑を行います。これまでも確認しているとおり、本委員会は決算審査の場であり、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に1件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに内容に誤りがあった場合は原則として本委員会の開会中に訂正していただくようお願いをいたします。

まず初めに、あらかじめ資料の要求のある方、挙手をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○板橋委員

各種基金の預金先の一覧表をお願いしたいと思います。

それとあわせて、水道企業会計ですと事前に資料として書いてあるものですが、下水道会計がちょっと見えないものですから、その起債の一覧表もお願いしたいと思います。以上です。

○藤原委員長

ただいま2点の資料要求が出されましたので、よろしくようお願いいたします。

そのほか資料をお願いしたい方はおりませんか。

○昌浦委員

歳出の方になると思うんですけどもお願いしたいのは、過去5年間の役職、部長職がどのようにふえていったかという推移と、その給与を一覧表にしてまとめていただきたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

1点目、下水道の起債の借り入れ先の一覧表ということでよろしいですか。下水道事業の借り入れ先の、起債の。それでよろしいですか。(「はい」の声あり)

それから、2点目の昌浦委員の資料要求でございますが、過去5年間の部長職の推移。給与もですか。わかりました。

○藤原委員長

そのほかございますか。差し当たりということでよろしいんですが。

それでは、ないようですので、質疑に入りたいと思います。

それでは、まず歳入一括質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

○伏谷委員

まず初めに、平成21年の決算の特徴につきましては先日そのような見解ということで種々説明があったわけですが、昨年度の20年の決算時に21年に対しての問題提起が出されていたように記憶しております。中でも、経済の衰退が見込まれ、なおかつそれに伴って市民税もかなり減額するであろう、それから法人税の還付も起きるであろうという

ところで、依存財源についてはかなり縮小されるのではないかという見方をしてきたような気がします。

そこで、21年にはいろいろ補正がありまして、そのメニューの中で緊急経済対策においていろいろと迅速かつ順応にその事業を展開していったということに関しては非常に評価することではございますが、一番の問題としましては、今後依存財源というものが経済の先行き不透明感の中で非常にめいていしてくるというふうな認識ではいるんですが、その対応策として今後考えられる、この前の2月の予算でも種々御説明がありました、そして五次総の中でもそのようなことを盛り込んでいくということでありましたが、一つだけ一番重要なポイントとしてどういうこと考えているか、伺わせてください。

○藤原委員長

依存財源でいいんですか。（「はい」の声あり）自主財源ですか。自主財源。

○菅野市長公室長

今の御質問でございますけれども、確かに市民税、いわゆる自主財源が非常に現下の経済情勢の中で厳しい局面を迎えているということは確かなことだと認識しております。それにつきましては、この多賀城市において、各法人の方の市民税に関しましては、特別徴収という制度があるんです。要は、給料の方から税金を天引きしていただくことになっているんですが、特別徴収関係が100%まだ行われていない状況にあります。したがって、市といたしましては、とにかく公平性ということを考えますと、その辺の市税をきちんと納めていただけるような手段をこれから講じていきたいということが1点ございます。それから、徴収の方もそれなりの強化策を講じながら自主財源の部分はきちんと確保していきたいということを考えてございます。

○伏谷委員

今、徴収に対してということではございました。徴収率の高さというのは多賀城市は他の自治体が模範にするくらいの徴収率をアップしているわけではございますけれども、根本的な問題としまして。私、間違っって依存財源というふうな展開でありました。依存財源の、例えば地方交付税として減額されるといいますか、その辺のところも加味していかなければならないと思うんですけれども、前回と前々回の決算においては2年連続で黒字だったということがありまして、今回の経常収支の方を見ましても、いろいろな要因が重なってマイナスになっているということではございますが、私もこの4年の中の決算を迎えて感じることでございますけれども、どうしても今までの中では三位一体の構造改革ということがありまして、それに伴った税源の移譲、それから交付税の改革、国庫補助金と負担金の方の見直しということで、税のシステム的なところも変わってきたので、こういうものなのかなという展開では見てはいたんですけれども、この中で一番市税の中のウエートが高くなってきて、市税はある程度担保されるのかなということで認識はしておったんですけれども、経済がこのように疲弊してきますと、市税の方の税収というのがこれだけ下がるのかなという強い認識を持ったのでございます。

中でも、将来的なもので考えていくのであれば、いつもおっしゃっています多賀城市のポテンシャルといいますか、潜在能力を考えていかなければならない。いつも説明の中にありますが、短期的には例えばポエムシティーガーデン、ああいうものを一つ一つ考えて、税収のアップを図っていきたい。しかしながら、中長期的に考えていくのであれば、今言われている八幡の一本柳というところを必ず実行していくんだという強い認識をお持ちなんですけれども、それに関しまして私が一番強く思うのは、ただ計画を上げて、市長公室がそのような感覚になって、みんなを引っ張っていくぞという機運は見られるんですけれど

も、こういう問題に関しましては全庁挙げてバックアップして、そういった目的を持っていかなければならないと思うんですけれども、その辺のリーダーシップとしましては、市長公室はどのように考えておられましたでしょうか。

○菅野市長公室長

今御質問いただいたように、一本柳に関しましては今回の五次総の中でも重点的な項目として取り上げております。これは市長公室だけが単独で行うのではなくて、庁舎全体のいろいろな関連する課がございますので、それらの部分とスクラムを組みながら全力を傾けて邁進していきたいと考えてございます。

○佐藤委員

特別説明資料から三つほどお聞きいたします。

21年度は交付税も減って、税収も減って、大変だった。それからソニーにも2億円返したということでは大変なやりくりをしたんだなというふうに思ってお聞きしていました。当初予算では10億円を取り崩す計画だったけれども、取り崩さないで済んだという報告もありましたが、どのようにやりくりをして取り崩さないで済んだのか。新しい委員もおりますので、私にもわかるように説明をしていただければというふうに思います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

ただいま御質問にありました、財政調整基金を取り崩さずに何とか決算を迎えたということに関しまして、お答え申し上げます。

いろいろな要因があると思っております。まず、国の経済対策に連動した事業を実施するに当たって、これは通常よりも充当率の高い補正予算債というものを充当することができたこと。それと、当初組んでいた事業に関しまして、税収の減が要因となるんですが、これに対して減収補てん債を充てるということ。それと、先ほど申し上げましたが、国の経済対策絡みで各種交付金ございました。当初、一般財源を充当することを予定しておりました事業について、これら減収補てん債であるとか各種交付金を組み合わせて充当することができたということが大きな要因なのではないかというふうに分析してございます。以上でございます。

○佐藤委員

国の予算というか計画をにらみながらきちんと計画を立てて、何とか形として残してきたという努力はこれからもぜひ両にらみで続けていっていただきたいと思えます。

それから二つ目、16ページの市債の残高なんですが、20年は200億円を切っているんですね、残高。しかし21年度がふえているという状況がわかったんですが、これからの推移というのは見通しがあれば教えていただきたいと思えます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、御質問にお答えいたします。

21年度の市債残高なんですが、こちらは20年度からの繰り越し事業の分、繰り越した事業で21年度に発行した地方債の分も含まれてございます。21年度に組んでいた事業に関しまして、こちらで22年度に繰り越した事業というのは、22年度に地方債を発行する分もまだ多数ございます。こういったものも含まれると、残高というのは、当然償還の分もあるんですが、若干ふえるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○佐藤委員

若干ふえると。過去最高だと 211.6、平成 15 年というところがありますけれども、借金がふえるということは、いろいろな意味で余り居心地がよくないわけですがけれども、こういうところでは大体 200 億円ぐらいのところまで推移していくということなんではないでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

先ほどの説明、ちょっと足りなかった部分があったかと思います。21 年度分に関しましては減収補てん債の発行という特殊事情があって、大幅に発行した部分もございました。今後の状況にもよるかと思うんですが、見通しとしましては、今後減収補てん債の発行というのは抑えられていくと考えておりますので、先ほどふえるのではないかとということをお願いしましたが、むしろ減る方に動くのではないかなというふうにも考えられます。以上です。

○佐藤委員

前の質問のときのお話と一緒にわけですが、国の政策の中でのいろいろなやりくりという情報を機敏にとらえながら、借金をふやさないという方向で頑張っていただければいいと思います。

次、17 ページです。経常収支比率ということで、80%を超えると危険ラインとみずから書いてありますが、大変危険な数字だというふうにこれだけでとらえるんですけども、一方で、財調が 60 億円ぐらいあるということの、私の感覚ですよ、貯金がこんなにあるのに何でこんな数字なのということがありますが、これも新人議員にも私にもわかるように教えていただきたいと思います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

経常収支比率なんですけど、先日から説明させていただいてますとおり、21 年度は 99.8% で、20 年度と比べますと 4 ポイント悪化しているということになります。

まず、経常収支比率の算定方法から触れていきたいなと思っておるんですが、これは経常経費充当一般財源、これを経常一般財源総額で割ったもの、それに 100 を掛けたものがパーセントであらわせるということになっております。今回の要因としましては、経常収支比率の上昇につきましては、改善要因となるべき経常経費一般財源の減額よりも悪化要因としての経常一般財源総額の減額が大きかったことによるものだと考えております。

これを計算する際の基礎となる部分なんですけれども、これは全国一律に行われております地方財政状況調査、いわゆる決算統計という統計調査があるんですが、こちらの統計調査を行うに当たって歳入歳出の各費目を経常的なもの、あと臨時的なものというふうにそれぞれ分類整理したものをを用いて計算していく。ですから、費目 1 本 1 本、それが経常的なものなのか臨時的なものなのかというふうに分けをした上で、それを積み上げていった計算するという仕組みになってございます。これはまだ完全に検証というものが終わっているわけではないんですが、私見ということでお聞きしていただきたい部分ではあるんですけども、臨時的なものとか経常的なものと分けするに当たって、それぞれの地方公共団体によって若干主観的な判断というのが入る部分があるように思われます。それと、これは全国統一した作成要領に基づいて経常と臨時的なものの分類の仕方というものをしていくんですけども、その分類の仕方にもちょっと疑義が生じるような箇所があるように感じられております。

御指摘のように、一般的には市では75%が妥当で、80%を超えると財政構造の弾力性が失われると言われております。参考までになんですが、総務省で公表しております平成20年度財政状況類似団体比較、これは多賀城市と同じような規模、産業構造等を持った団体での決算を比較したものでありますが、そちらを見ますと、20年度という参考数値なんですけれども、ほかの類似団体の平均ですと93.9%となっております。ですから、ほかの類似団体も結構高い状態になっているということが言えると思います。

ただ、経常収支比率なんですけれども、昨今の地方税制度の変更等によって、経常収支比率の意義というのも大きく違ってきているのではないかとと思われるんですが、その部分に関して特に考え方が変わったということもございませんので、従前とその考え方を少し違ってとらえる必要があるのではないかという思いもしております。しかしながら、まだ主要な財政指標の一つだというふうにされておりますので、21年度の数値というのは真摯に受けとめて、今後その改善というものに努めていきたいと思っております。以上でございます。

○佐藤委員

何年か前から、多賀城の財政は夕張のようになるというようなことを言われて、一方で市民の心情からすれば脅かされてきたというような気もしないでもないんですけれども、皆さんの努力で貯金も残しながら何とか頑張って運営をしているという点では一定の評価があるのかなというふうに考えながらお聞きしておりました。

60億円の財調というのは決して少なくない金額だと思うんですけれども、目的別の財調もありますから簡単に何でも使えるものではないと考えるんですが、これは一応市民が何かあったときに安心していいんだよと言える数字なんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

基金に関してということなんですけれども、佐藤委員おっしゃっている60数億円というのは基金全部合わせた額ということで、財政調整基金ですと16億9,000万円ということになります。この金額が多いのか少ないのかということなんです、いろいろなとらえ方があろうかと思えます。ただ、現下の経済情勢なんかを考えますと、必ずしも多いとは言えないんじゃないかと思っております。

不測の事態に備えてということもありますし、今後行う事業、特に起債なんかが起こせない場合、こういったものを充てていかなければ事業が成り立ちいかないということもございいます。そういった意味で、16億円、財政調整基金に関してなんですが、16億9,000万円あるというのは、差し当たり市民の皆さんにとっては安心していただけてよろしいのではないかというふうな金額としてとらえてございます。

○佐藤委員

わかりました。説明するときには心がけながらそういうお話をしたいと思えます。多くもないのではないだろうかというお話の中からこれだけ頑張ってきているということは、さまざまな市民の要求も考えながらということでは、またひたすらこれからも皆さん方で頑張って努力をしていただきたいと思いますので、健康に気をつけて頑張ってください。

○藤原委員長

そのほか。

○吉田委員

一つは、財政力指数について伺います。二つ目には、経常的経費について伺います。3点目に、経常収支比率について伺います。

まず、資料 8、12 ページの関係で、財政力指数について伺います。

12 ページの決算分析指標等推移の普通会計についての資料からこの番号 5 のところの財政力指数について伺います。標準的に収入すると考えられる基準財政収入額を財政需要額である基準財政需要額で除した財政力指数について見ると、平成 21 年度は 0.736 で、前年度より 0.020 ポイント上昇しています。ここに示されている各年度の数値を見て、平成 12 年度から記載されていますが、平成 12 年度から 21 年度までの 10 年間で、その財政力指数の 1 に一番近く今年度の決算においては財政力が強く示されている数値になっております。これらについてどのように見定めておられるか伺います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

財政力指数の計算の方法なんですけれども、こちら、おっしゃるとおり、基準財政収入額を基準財政需要額で割ったものでございますが、この基準財政需要額なんですけれども、こちら臨時財政対策債振りかえ後のものだというふうにとらえていただきたいと思います。したがって、臨時財政対策債の発行可能額がふえれば、それだけ基準財政需要額の額が減少することになります。そうしますと、分数で言うと分母の方が小さくなっていくということになるわけです。

そういったことが考えられる大きな要因として、21 年度、臨時財政対策債がかなり大きな額だったものですから、そういったこともあって 21 年度は数値が大きくなっていると考えられるかと思っております。

○吉田委員

先ほども述べましたけれども、この 10 年間で一番数値的には 1 に近い指数であって、今も答弁の中で若干内容について触れられましたが、基準財政収入額と基準財政需要額との関係で見た場合において、この 10 年間トータルでながめて見て、どのように先ほどは見定めておられるかというふうにごったんですが、評価されておられるかについて、さらに突っ込んで見解、所見を聞いておきたいと思えます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、御質問にお答えいたします。

これに関しましては、どうしても計算方法、用いる数値、そういったこともございますので、そちらの影響というものも非常に大きく受けていくものかなというふうに思っています。臨時財政対策債に関しましては、地方財政制度によって影響を受ける部分ということもありますので、なかなか読みづらい部分があるのかなと認識しております。

○吉田委員

私も状況、内容等々わかっているつもりですが、このような成果をあらわしていることは、一つの財政分析上の見る視点として重要な数値であるというふうに押さえて、今後とも努めていただければと思っております。

次に、資料 6、監査委員の関係の資料の 6 ページの関係で、経常的経費について伺います。

9 ページの資料の一番上の欄の数字にもありますけれども、前年度に比べて1億5,346万円減少しているわけです。経常的経費と臨時的経費の構成比率は、記載のとおり71.40%対28.60%で、経常的経費の割合を前年度と比較すると11.42%低下しております。財政構造の弾力性が回復していると思われる数値であるわけですが、どのような評価をされておられるかについての考え方を伺います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

経常経費の減少の要因なんですけれども、余り大きくない部分を先に申し上げますと、まず人件費の部分で減少している。これは人事院勧告に基づいた給与の抑制であるとか職員数の減少ということがあって人件費の方は減額になってきている。それと、大きな部分としては、東部衛生処理組合に対する負担金が減額しているということがございます。それと、公債費に関しまして、一般単独事業債の償還終了ということもございましたので、この分、経常経費の方は下がっているということが言えると思います。

○吉田委員

確かに内容はそれらの要因によってこれらの計数が示されているわけですが、先ほどこちょっと触れましたけれども、財政構造上の弾力性についての件でありますけれども、これらの性質上からして、財政構造についての回復傾向というのは、ここでの数値で見ると、経常的経費について見ると回復しているというふうには見ていいのではないかと判断しておりますが、このことについての見方について、もう一回伺っておきたいと思えます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

経常経費に関しましては、21年度に関しては若干崩してしまったものではあるんですが、プライマリーバランスを黒字に保ち過ぎてきたということで、将来償還をしていくべき公債費というのがどんどん減ってきている。減ってきている中で切り取って見ていくと、その部分、プライマリーバランスを黒字に保ってきたということが公債費に関しての減額というものにつながってきているのではないかとこのように考えております。

○吉田委員

そこで、平成21年度の決算状況というのは、今後においても同様の推移を見込めるような判断に立っているのかどうか、その辺の見通しについて伺っておきます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

財政構造上の弾力性に関して、今回、経常収支比率という形での数値は余りいいものではなかったというふうに認識してございますけれども、御指摘いただきましたように、経常経費の方は減少傾向にあるということが認められると思います。経常経費の減少というのは、今後の財政構造の弾力性ということにつながっていくというふうに考えております。これは、行革の取り組みであるとかプライマリーバランスを黒字に保つということが行政改革の一環だというふうに認識しておりますが、そのような取り組みなんかを通して回復しているということを踏まえまして、今後ともそのような努力をしていきたいと考えてございます。

○吉田委員

わかりました。

次に、経常収支比率についてですが、資料8の12ページの資料をもって伺います。

先ほどの番号の10の欄です。全体を見ると経常経費充当一般財源が減額したわけですが、財源総額の減額がこの経常経費充当一般財源を大幅に上回っているわけです。そのことにより指標の悪化につながっていると内容的には判断するわけです。

経常一般財源の減額の内容ですが、市税の大幅な減額が一つあります。その市税の大幅な減額の内容で大きな金額は、法人市民税7億7,000万円の減額、一方、二つ目には、普通交付税の減額の要素があります。それは普通交付税が前年度に比較して5億3,000万円減額されております。

よって、このような中身であるわけですから、経常経費充当一般財源が減額しても、それを大きく先ほどの市税と普通交付税の大幅な減額によって経常収支比率が悪化するという内容になっているわけです。ここにも明記されているとおり、平成20年度の比率は95.8%、21年度の決算では99.8%で、前年度に比較して4.0%悪化しました。このような二つの比較の中身で実態を見ているわけですが、そのような実態にあるということでの判断でよろしいかどうかについての考え方を伺っておきます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

委員御指摘のとおりでございます。

○吉田委員

そこでなんですが、今後の推移についてだけ1点伺っておきます。このような経常経費充当一般財源が減額しても経常一般財源総額がさらに大幅に減額するという傾向でことしの決算が示されているわけですが、今後の推移についての動向は、これをどのように見ておられるか。言うならば、改善の方向が見通せるのかどうかについて伺います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、お答えいたします。

21年度に関しましては、御指摘のとおり、交付税の額が減少している。もちろん、それは20年度の企業業績がよかったということもあって、それが反映されている。交付税に関しては、前の年度の収入額が反映されてくるということでございますので、21年度に関しましては税収が下がっているということもありますので、22度に関しては交付税の額が、その返りで大きくなってきているわけでございます。

交付税なんですが、御指摘のように経常一般財源総額の方に含まれていくこととなりますので、はっきりしたことは申し上げられないんですが、見通しとしては若干改善していくのではないかなというふうに見ております。以上でございます。

○竹谷委員

私は、財政の問題について、角度を変えて若干質問したいと思います。

まず、多賀城市は少なくとも4年前に財政悪化を危機として緊急再生戦略というものを打ち立てました。あの打ち立てたときには、今や多賀城の財政は危機にある、どうしても立て直さなければならない、その中であって、どうしても駅前だけはやっていかなければならないけれども、あとはできるだけ重点方式でやっていこうという戦略だったと思います。そして、義務的経費を初めとする経費についてはできるだけ削減をしながら、歳出を抑制していこう、市債についてはプライマリーバランスを保ちながら、多賀城の財政を構築していきたいというこの基本姿勢があったと思うんですけれども、確認をしておきたいと思えます。

○菅野市長公室長

確かに、今委員おっしゃるとおり、緊急対策の部分ではそのような内容で取り組みを行いました。

○竹谷委員

そのことによっていろいろな市民に対するサービス低下もないとは言われないものがあつたと思いますけれども、そういうものを的確にとらえながら今日まで行ってきた財政運営の中で、どのような目玉的な、目玉というよりも重点施策でやってきて、今日その取り組みの成果がどういふぐあいに今決算において反映してこられたのか、この辺についてどのように評価をしているのか率直にお伺いしたいと思います。

○菅野市長公室長

まず、歳出面での目玉といたしましては、仙石線の連続立体交差事業であるとか、そういったものに関しては重点的に配分をしてまいりました。その結果、御承知のとおり、上り線が高架になりまして、また来年には下り線の方も高架の見通しがついているという状態になっています。

一方におきまして、歳入面であるとか総合的な話になりますけれども、有利な起債をできるだけ活用しながら、財調の部分はできるだけ取り崩しをしないような形でいろいろとやってきました。そういった結果、今現在、先ほども述べましたように、財調関係が16億9,000万円ほど積立があるということで、さらに市民の方々に市民サービスの低下ということ招かないようにいろいろやってきましたこともあります。さらに、市民協働ということで打ち立ててやってきましたこともありまして、その中において市民活動サポートセンターを設置したり、そういった部分でのソフト事業を今後展開するような、そういった目玉事業の方もやってこれたのではないのかなというふうなことで、おおむね良好な形で財政運営的などころではやってきたと考えております。

○竹谷委員

財政の推移から見ると、どういふふうな状況になっていますか。当初あなたたちが私たちに説明した当時の財政指標と改善すべきだという指標があつたはずですが。その推移の状況はどういふふうになっておりますか。

○菅野市長公室長

緊急経済対策の際は、基金そのものがだんだんと枯渇していきだろうというふうなシミュレーションを立てておりました。これにつきましては、先ほども申し上げたとおり、有利な起債、いわゆる後年度交付税で、基準財政需要額の方で見てもらえるような起債を活用するなど、その辺、臨機応変に対応してきたというふうなことでございます。

○竹谷委員

今後の見通しを考えた場合に、今言ったようなことだけでは済まないのではないかと。みずからがどういふような施策を持ってやっていくのか。私は、21年度決算については、財調も崩さずに国のあらゆる制度の有効的な資金を活用して、今までにない200億程度の事業もやったということは評価しているんです、ある意味では。私もやはり、こういう時期は自分のお金を使うよりも国の財政を大いに活用できるものはして、ある意味では借金を余りしてはいけないという議論もありますけれども、裏起債として、必要であればそれを投入してでも市民の福祉とサービスにつながることであれば大胆にやっていかなければなら

ない、これが私は多賀城だけでなく地方に課せられた財政の仕組みだと思うんです。これを大いに活用してきたということは、私はそういう意味で評価したいと思う。

ただし、それだけではならない。今後やはり、どういように国の情勢がなっても多賀城が健全な財政でやっていける、これだけはやっていけるんだという自信と誇りを持った指標がなければできないと思いますし、それをやるためには、どうい具体的な施策を講じていくのかということが私は今求められていると思うんです。その辺について私今伺っているところです。いかがでしょうか。

○菅野市長公室長

お答えいたします。

今委員おっしゃるとおり、多賀城市といたしましては国のいろいろな制度を活用して、特徴的なことを一つ例を申し上げますと、地域活性化・公共投資臨時交付金の一部を今回基金に積み立てたというのが一つの大きなものかなというふうに考えております。他市町村に先駆けて、国の制度を非常にうまく活用して、今現在4億ほどの基金を積み立てて、後年度、いろいろな公共投資の部分の方に活用できるというふうな、そういったこともやってございました。

ただ、平成20年度から国の方が経済危機対策というふうに大きくかじが切られたことに伴いまして、それに臨機応変に我が市の方は対応してきた。問題は、この経済対策絡みの国の方のいろいろな基金であるとか交付金がいつまで続くのかということは非常に見通しが立たないわけでありまして。したがって、我々、4年前に緊急対策という形で、まず絞れるところはきちんと絞ってもう一度やっていかななくてはいけないというところのたがが少し緩んできている可能性もありますので、行政改革という観点をもう一度見つめ直して、むだであるとか、見直すべき事業であるとか、そういうものがないのかという部分を総点検するために事務事業評価というものを取り入れているわけですから、その中で本当に市民のためになる事業が何なのか、あと今まで慢性的にやってきた事業が本当に今後も必要なのかというふうな、そういった行革の観点を入れながら対応していきたいと考えております。

○竹谷委員

あなたがおっしゃるようにやっていかなければならないのが緊急の対策ではないかと思うんです。4年前につくった緊急再生のシミュレーション等々は、あの時点では生きたと思う。あの時点ではそういう視点に立たなければだめだったと私は理解しております。よくあそこまで思い切った戦略をつくったなという意味では、ある意味では評価しております。

だけど、今政権交代をし、これから多賀城として多賀城インターチェンジの誘致をやるという大きな政治目標がある。これには国だけの財政を頼っては私はできないだろうと。多賀城としてどうしていくのか。それに向けて多賀城の財政はどうやっていくのかということが私は大きく問われると思うんです。そういうことから、少なくとも4年前につくり上げたあのシミュレーションをもう一度再点検をして、今後あるべき5年間のシミュレーションをつくって、その中で多賀城の行財政改革をどう進めていくかという指針を今出すべきときではないかというふうに私は思うんですけれども。それは公室長に聞いても政策的なことですので三役にお聞きしなければならないと思いますけれども、市長というよりも副市長がそこで「私しゃべるわ」という顔していますから、副市長からその辺についてお伺いしたいと思います。

○鈴木副市長

確かに、経済情勢もさることながら、国の地方に対する施策もさまざま変わってまいります。そういったときに、今おっしゃられたように、4年前のシミュレーションがそのまま生きるのかどうかということについては、その時点時点でやっぱり見直す必要があるだろうと思っております。試算はこれから作業させていただこうと思っておりますけれども、ただ、今の変化が余りにも激し過ぎて、極めて長期的な見通しというのは正確性がどれほどとれるのかということもいささか心配なところはございますけれども、その辺のところは財政サイドの作業として十分検討し、将来を見据えてまいりたいと思っております。

○竹谷委員

なぜそういうことを申し上げたかという、先ほど経常収支の問題もお話にありました。今回の予算で、特別資料でその辺の問題はここにあったときちと出していただいた。これは素晴らしいことだと思うんです。やはり包み隠さず、こういう状況だからこうなったんだということを明らかにしていくことが議会と当局の財政に対する一つの考え方が理解し合えるのではないかと思いますので。これは、これからも続けていってほしいなというのはあります。

22ページの一般財源の推移を見ますと、今回国の対策なかったら大変なことになっておったんです。私は先ほど、大いに活用して大したものだというふうに評価をいたしましたけれども。税収は減る、交付金は減る、何もかにも減っていった。そこに臨特債なり、緊急雇用の何とやら、いろいろな国の施策が出て、それをうまく食いつないだ。しかし、それはいつまでも続くものではないという発想があるから、今言ったように今後の財政、今副市長の答弁では、長期的にはいろいろ変遷があるけれどもということは理解するんですけども、少なくとも5年ぐらいの推移を見て、その中で毎年いろいろな変革あるいは改善していく分は改善していてもいいですから、大きな大綱目標を見つけておくことが大事ではないかと。

それで、いろいろ問題になってくるのが、この4年前につくった中で、いろいろな施設を民間委託する、民間協働やる、いろいろなものを書いて、ここに来たわけです。ですから、現在の中でそのときの発想が、まさしく市民福祉のため、市民の社会教育のためにいいのかということをおもはそれとやっぱり点検する必要があるのではないかと。市民のニーズが変わってきておりますので。そういう点もやるのが大事ではないかと思っておりますので、これは答弁要りませんけれども、そういう視点でもう一度検討していただければというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○藤原委員長

11時10分まで休憩といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時09分 再開

○藤原委員長

それでは、議事を再開いたします。

○竹谷委員

先ほど緊急戦略の関係をもう一度検討して、5年なりの計画でもう一回考えたらいいのではないかとお願いいたしました。もし早急に検討してでき上がったものは、議会

の皆さん方にもお示ししながら御意見をいただいて、修正しながらその姿をあらわした方がよろしいのではないかと思いますので、その辺も一つ当局としては頭の中に入れて進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野市長公室長

その方向性で進めたいと思います。

○竹谷委員

これらの問題については、あとそれが出た段階でやりますが、少なくとも、基金の資料が出ておりますが、作成したときの基金の内容についても見ますと、財調については当時よりも2億円ぐらい膨れているような感じもありますし、基金の活用もそれなりにやってきたと思います。そういう点の成果と反省というものを私はしておくべきではないかと思えますので、作成に当たっては特に反省と成果、これからこういうことに課題があるということ視点を置きながらこうやったという物のつくり方をしていただきたいと思います。

先ほど私も、今回の決算はよく国の財政を活用しながら多賀城の財政をうまく締めながら約200億円の決算となっているように見えますけれども、私が一番心配しているのが、これらの政策に連動して地域経済がどのような波及効果をもたらしたのか、これが私は多賀城市としても大事ではないかと思うんですけれども、その辺の調査はいたしているのでしょうか。

○菅野市長公室長

残念ながら、市独自で市内の経済動向がどうということになったかという調査はしてございません。

○竹谷委員

少なくともこれだけの予算を活用しながら、財調も1億積み戻してやってきた決算です。少なくともその波及効果というのを概要でもいいから把握しておくことが大事ではないかと。そのことを一つの視点として、多分今後23年度の予算編成に当たっては、21年度のこの決算をある程度はベースにししながら、そういう課題と反省、成果を求めて、成果としてはより推進していくような方法を持っていく、これが決算と当初予算との兼ね合いではないかといつも見ているんです。そういう意味では、これだけの国の対策というものを講じてきたとすれば、それが多賀城にどれだけの波及効果があったのかということ私は賢察しておく必要はあると思うんです。それは市長公室でやるのかどこでやるのかは別として、市全体としてそういうものをある一定の概括をつかんでおいて、その上に立って23年度の予算編成に当たってはそれを参考にしなければ、単なる数字のデータに終わってしまうのではないかと。21年度はこういうものを作って、こうやった。こういうことをやった、ではそのフォローはどうなっているのかというのを何もしていないとすれば、ただ数字だけの決算になってしまうのではないかと思う。少なくとも大規模改修なりいろいろなことをやってきたわけですから、そういう点での経済波及効果というものを私は……。もし今やっていないとすれば、少なくともその視点まで踏み込むべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○菅野市長公室長

委員おっしゃるとおり、その辺、私も懸念しているところではございます。ただ、アウトプットの的なことを申し上げますと、定額給付金に関しましては商工会の商品券をつくりまして、市内の方にそれだけの経済効果があったということが一つ挙げられるかなと思いま

す。また、工事の発注率も 90 数%が市内の業者の方に発注しているということもありまして、それなりに経済効果はあったんだろうという思いはあるのですが、それをやった結果、具体的にどういう効果があったのかというアウトカムの部分に関しましては、今委員からおっしゃられたような統計データとかなんかではとってございません。

ただ、そのままがいいのかということになりますと、何らかの形で……。国の方でよくモニタリングであるとかなんかということで経済効果のことをやっておりますので、そういったいろいろな指標であるとかなんかが得られないかどうかというのは検討してみたいと思います。

○竹谷委員

なぜ私とその視点になったのかというのは、消費税交付金ありますね、国から来る消費税の関係。地方消費税交付金、これを見たときに、補正で減額はしたんですけども、その波及効果は多賀城市内にあったのかなど。少なくとも消費の拡大であれば、ここに大きな数字が上がってこなければいけないのではないかなという見方をしたから、そういう視点も大事ではないのかなど。やりっぱなし、とりっぱなしではだめじゃないかと。なぜそこがここに数字が上がってこないか。数字が上がってこないとすれば、22 年度に、この数字はこういうぐあいにならざるを得ないという説明があってもしかるべきではないのかというふうに私は思うから、波及効果はどうですかというふうにお聞きしたわけです。

それから、現状は余り大きな声では言いたくないんですが、現状の多賀城の中小企業は大変厳しい状況になっております。それを見た場合に、果たしてそのことが地元の商工業者の企業の経済効果としてどう出てきたのかということは物すごく疑問に思っているからお聞きしたんです。ですから、そういう点を把握しなければ次の手は打てないのではないかと。そういうふうにするから、少なくともここ数年、企業のいろいろなこともありました。不慮の事故もありますので、こういうものを助けてあげなければいけないというのが多賀城市としても大事な施策ではないかと思うからお聞きしたんですけども。

やっていないとすれば、単なる口先だけでなく、こういうぐあいにちゃんとやって、こういうフォローをしてきたんだということを私は決算の中では質問されたとき明らかにできるような方法を構築しておくべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○菅野市長公室長

その辺も含めて研究させていただきたいと思います。

○竹谷委員

総合的なのを最後にしたいと思いますが、8 の 31 ページです。毎年取り上げてきております問題で恐縮ですが、やはり多賀城市の歳出をある意味では削減をしていかなければいけないという問題。ですから、人事院勧告で職員の給料削減が出て、私は余り好ましくないなど。ある一定の職員給与を確保して、元気な姿勢で、できるだけ時間内で事務を済ませるような体制をつくるのが大事ではないかという視点でいつも質問させていただいてるんですが、今年度も大変恐縮ですが職員の時間外について、月 1 人平均何時間なのか、最大と最少はどういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答え申し上げます。

まず、人件費の相対的なお話をさせていただきたいと思っております。20年度の21年度の決算を対比しますと、人件費の総額では約4,567万円ほど減額となっております。これにはさまざまな要因がございますが、先ほど竹谷委員おっしゃったように、昨年2回の人事院勧告がございました。それから、人件費の中にはさまざまな項目がございます。例えば報酬という項目がございます。この報酬につきましては、報酬は全体的に見ますと、ふえてございます。これは非常勤職員が年々ふえているという状況がございます。逆に、給料では約5,500万円ほど減っております。これは職員の分の給料です。それから、職員手当等につきましては、今委員おっしゃいました、当然ここの中には期末勤勉手当、それから職員の時間外、これらも入っておりますが、全体としては人勧の影響がございまして、6,100万円ほど減っております。

それから、共済費という項目がございますが、共済費につきましては、これは職員の社会保険料、それから年金とかも入っておりますが、これらは年々ふえてございます。負担率が年々上昇してございまして、これにつきましては約2,500万円ほどふえてございます。

それから、退職手当組合負担金でございますが、これも、今県内全体で団塊の世代の退職者がふえてございまして、退職手当組合の負担率も上昇してございまして、約3,200万円ほどふえてございます。

それらの要因を総括しますと、先ほど申し上げました、全体としては4,500万円ほど減っております。

その中で時間外勤務手当の件でございますが、21年度の実績で申し上げますと、総体としましては、決算ベースで2,400万円ほど増額となっております。職員1人当たりの時間数でございますが、対象職員数が367名でございます。1人の年の平均時間数でございますが、164時間ほどでございます。月に直しますと、1人当たり月13.7時間という数字は残っております。以上でございます。（「最大と最少」の声あり）

1年間に最も時間外をした時間数でございますが、年で申し上げます、650時間ぐらいでございます。それから、少ない人は100時間もない職員もございます。

○竹谷委員

そうしますと、人件費全体でお話ありましたので、それでお聞きしますが、少なくとも決算ベースで4,500万円程度が減になっているけれども、外部要因で退職手当とかそういうのを上げざるを得ないという外部要因も、これがもし上がらなかったと仮定した場合に、約1億円ぐらいの減額になっているというふうに試算するんですけれども、そういう見方をしておいてよろしいのでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

先ほど申し上げました、例えば共済費、それから退職手当組合負担金の率が変わらない状態だということになれば、今竹谷委員おっしゃったとおり、そういう数字が出てくるのかなと思っております。

○竹谷委員

時間外ですが、年1人で一番大きいので650時間。ちょっと多いですね、平均からいくと、4倍半ぐらいか。これは、人数的には10人か20人なんですか、それとも特定の、こういう作業があって、ここは集中せざるを得なかったという要因があったんですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

昨年度の時間外のふえた要因でございますが、まず国のいろいろな施策、方針等の変更がございました。例えば定額給付金の支給事務。それから、先ほど来議論になってございます地域活性化・経済危機対策に要する補正予算。それから、昨年は2回の選挙もございました。衆議院選挙、それから宮城県知事選挙。あと、今年度は大規模な国勢調査に当たっていますので、その準備もございました。そういう国のいろいろな施策が影響してございます。

それから、多賀城市独自のいろいろな業務を今進めてございます。例えば第五次総合計画の策定に要する経費。それから、総合行政システムを10月入れるわけでございますが、そのいろいろなデータの移行作業がございまして、それらの分でふえているということで、主に管理部門の方の業務がふえているのかなという見通しは持っております。

○竹谷委員

そうしますと、要因としてはそういう専門的な問題があって、みんなで分かち合ってやっていけないような環境にあったというふうに理解せざるを得ないんですけども、そういう理解の上に立ってほしいというふうに答弁あったんじゃないかと思うんですけども、お互いでみんなでやろうやというものにはなじまない課題が多かったというふうに解しておいてよろしいですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

一方では、確かに専門的業務になるわけでございますが、ただそれは担当する課においては当然1人の職員に集中するわけではなくて、課、係、それから例えば部内の中でも相互応援協定なんかの中でやっている中でございまして、特定の職員だけがということではないわけございまして、先ほど申し上げました管理部門の中で、その課全体がそういうふうにふえているという状況でございます。

○竹谷委員

非常勤職員がふえたということは、選挙とかそういうもので非常勤職員を導入したということでしょうけれども、通常ではそんなにないというふうに解しておきたいと思います。

これだけ決算から見て、私はいつも思うんですけども、できるだけお互いが分かち合いながら、総合力でやっていく体制を築くことが大事ではないか。そのことがバロメーターとして、私はいつもいろいろなところに行っても見るんですけども、時間外の各課の動向というものを参考に見させていただくんです。それを見ると、どうなっているか大体出てくるというふうに、私の見方としてはそういう見方をしているので、私が今質問して回答をいただいた段階では、もうちょっと分散できるような仕組みをつくっておくことが大事ではないのかということ指摘をしておいて、質問を終わります。

○森委員

今竹谷委員の方からも質問がありました同様の内容になるかもしれませんが、依存財源につきまして、まず21年度に関して国庫支出金、県支出金がふえている。緊急経済・雇用対策等1、2ということで何とか急場はしのいだと。その結果が依存財源と自主財源の差が若干厳しくなったというふうなことであります。

この中で国庫支出金、県支出金の性質なんですけど、この二、三年の中で単年度の使い切り、それから複数年度の使い切りという内容があるんですけど、複数年度の使い切りに関して、何%ぐらいあるもののでしょうか。わかる範囲でお答えいただければと。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

申しわけございません、把握してございません。

○森委員

では、違う角度から聞きたいと思います。

今の複数年度における、基金なりに一回積み立ててというところだと思います。それが繰越明許等で事業として残るとい形になります。そうしますと、あえて複数年度分に関して国の対策を待たなければいけないということ。あとは単年度事業としてどういうふうに進めていくかという形でいけると思います。

今、国の方で話題になっております一括交付金の考え方、これに関して村井知事が意見を述べたところでありますが、その考え方、一括交付金についてどのような考え方をお持ちになっているか、お答えいただければと。副市長、よろしくお願いします。

○鈴木副市長

一括交付金につきましては、総額がどうなるのか、あるいはその総額の中でどのように分け合うのか、分かち合うのか、そのルールが示されておりませんので、内容はちょっと把握できていない状況にはございますけれども、ただ報道によりますと、従来の補助金の7割ぐらいだという話もありまして、とにかく地方としては従来どおりの補助金100%、総額が交付されるように、それを望むところでございます。内容については今のところ把握し切れておりませんので、申しわけございません。

○森委員

地方が使い勝手のいい交付金ということで提案されまして、その7割というところが問題になっているところであります。実際、3割を負担をしていってということ、ないし3割から5割とか、その割合によって違うんですが。繰り越し事業が続いている。その間、歳出でもずっと行財政改革戦略等で歳出は歳出で考えていく、ただし歳入については、先ほども答弁の中で、見通しがなかなか立たない状況であるということでもあります。その辺の一番気になるところが交付金の行方でありまして、地方が使い勝手のいい交付金であってほしいと願うところであります。

その辺の考え方として、まず市の方向性としては、事業、ソフトとハードとあるんですが、その辺、補助金の見通し、なかなか難しいところはあるんですけども、今回の五次総の中でも多分出てくるところであります。歳入に関しては非常に難しい。ただ、自主財源をどう求めていくかというところで、先ほど竹谷委員からも質問がありました。まず、歳入について補助を受けて、経済対策とどのように結びつけていくのか。この間、自主財源をどう求めていくのかというところでありますが、再度そのことについてお答えいただければと思います。

○菅野市長公室長

自主財源の確保につきましては、一本柳の今後の工場団地化であるとか、それから中心市街地の再開発絡みの部分、その辺で新たな税収の先というふうに考えてございます。

○森委員

一本柳工場地帯と駅前再開発についてということでもありますので、その辺は一般質問等で出ておりますので、今ここではあえて自主財源、本当に必要でありますので、あらゆる部分で確保をしていただきたいと思います。よろしくどうぞお願いします。以上です。

○根本委員

まず、21年度においては国の交付金を積極的に活用して、さまざまな事業を展開した。特に学校の耐震化も全力で大きな力を注いだということで、そういう点では評価をしたい、このように思います。

それで、これは普通会計決算の特別資料なんですが、15ページ。説明によりますと、7年連続で財政調整基金を取り崩さなかったということでございます。21年度の当初予算では約13億円ちょっとだったですね。補正で11億円になって、また補正をして、その補正のときに見直しはどうですかと尋ねたところ、現状でわからないという答弁でございましたけれども、決算では最終的には取り崩さなかった。21年度末で16億9,000万円、約17億円の財調がある、こういうことになりました。その財政運営に対しては評価をしたいと思います。

一方で、市債残高の推移がございます。昨年度は197億円、それに対して207億円、10億円伸びたということでございます。財政規律を堅持する、そういう意味で、先ほど来、お話がございました。元金ベースでは4億1,000万円の赤字。元利合計では7億8,000万円の赤字だったということです。これまでの基本的な考え方は、基金を減らさない、借金はふやさない。こういう考え方のもとで、基金は減らさなくて、少したまった、借金はふえてしまった、結果的に見ればこういう状況の中で、当初のプライマリーバランスをしっかりと堅持していくというその考え方は今後も維持して、この辺はよほど気をつけて運営をしていかなければいけないと思うんです。財調が残ればいい、そういう問題ではないということもありますので、今後の財政運営の手法といいますか、取り組み方針といいますか、そういうものはどういう方向性になっているかお伺いしたいと思います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、お答えいたします。

今回、市債残高の方が大きくなってしまった。これは21年度の事業を展開するに当たりまして、国の経済対策に連動した各種事業、これを執行するというのもございましたので、それに合わせまして市債の方も多く発行している。もう一つは、減収に伴っての減収補てん債ということもございます。

やはり根本委員御指摘のとおりプライマリーバランスを黒字に保つということは、原則としてそのとおりにしなければならないと考えております。ただ、状況としまして21年度、これは単年度ということもございますので、これはやむを得ない措置だったのだろうと思っています。ただ、それに当たりましては、後年度何らかの措置、要は単なる借金にならないようにということで、後年度地方交付税措置があるものを中心に充当していったということもございます。

今後、国の施策に連動していろいろな交付金等があるかもしれませんが、そういった場合も有利な起債、どのような有利な起債を当てられるのか。同じような充当ができるものであれば、より有利なもの、そういったものを選択しながら、将来に負担が残らないような形で財政運営をしていきたいと考えております。

○根本委員

常にそういう気持ちで、減らさない、ふやさない、こういう気持ちで取り組んでいるとは思いますが、ぜひとも財政規律を保つという意識をしっかりと持ちながら財政運営をお願いしたい、このように思います。

それから、その下の財政力指数、先ほど吉田委員からもお話がございました。0.02ポイントぐらい上昇したということで、若干1に近づいたということでございます。一方、経常収支比率、この推移を見ますと、前年度は改善したけれども今年度は100%に限りなく近づいた、こういう状況があります。先ほども説明がございまして、要因に対しての説明がございました。22年度を見たときに、少しは改善するだろうというお話がございました。しかし、私はそれほど改善しないのではないかと思います。例えば今度の人事院勧告で、減収、人件費は若干また減るかもしれませんが、しかし扶助費が伸びています。扶助費が伸びている、こういうことがございます。また、交付税では若干、21年度と違って増加する可能性はあるけれども、税収の落ち込みというのはすぐさま改善されないということを見ると、昨年度の大手企業の増収分で減った分ぐらい、交付税のことを考えること、その程度のパーセントが下がるか下がるかという程度の状況に恐らくならないかというふうな考えでいるんですけども、その辺はどのように分析されていますか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

手元に詳細資料がないのではっきりしたことは申し上げられないとは思いますが、やはり根本委員御指摘のような感じで推移していくのではないかというふうに考えております。

○根本委員

そうしますと、どうしても景気に左右される。法人市民税、そういう市民税とかは左右される、こういうことがあります。先ほどは自主財源の森委員の問いに対して、一本柳地区を何とか成功させたい、それから中心市街地活性化で自主財源を確保したい、こういうお話がございました。やっぱり自主財源を新たに確保する方策を考えていくというのが今私は一番多賀城において課せられた課題ではなかろうかと、こう思うんです。そういう意味では、一本柳ももちろん大成功にさせること、これは私としても御期待をしたいところで。中心市街地も計画どおりにしっかりと進んでいただいて、税収増に結びついていただきたいと、こう思います。

ただ、これだけではないだろうと思うんです。21年度においてもう少し税収増を図るべき施策ができたのではないだろうか。という反省点を踏まえての評価というのはどういう評価をされていますか、21年度。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

21年度の評価ということなんですが、どうしても経済情勢の悪化、景気の後退ということで、なかなか税収というのが上がらない状態だったというふうに思っております。ただ、その中でもさまざまな徴収関係に関しまして非常に工夫して頑張ってきたところだったと思うんですが、やはりどうしてもそれが追いつかなかったと認識してございます。

○根本委員

例えば固定資産税とか、そういうのはほとんど変わらないですね、景気の状態とか。私、21年度中にも何回か質問、予算、決算でも申し上げましたけれども、22年度は計画の見直しがありますね、土地利用計画の。その計画の見直しの中で、玉岩線の沿道沿い、あるいは新田南錦町線の計画道路の沿道沿い、それから山王高橋線の沿道沿い、田んぼとか、農家の皆さんも何とかここを市街化区域にしたいとか、そういうお話があった。そういうところを市街化区域にして、農家の皆さんもそれを望んでいた、そういうところに何か張り

つけて税収増になるような方策も考えられたはずなんです。なぜそれを考えなかったのかというのが私は自主財源確保という観点から非常に残念だなと思うんです。何回もこの問題を質問して申しわけないんですけども、その辺の考え方、これをわかるように説明をしていただきたい、こう思うんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

まちづくりという大きな視点で考えますと、中心市街地活性化ということで先ほど来話が出ていますが、中心部に人を集めたいということで全国的にも郊外の新たな市街化というのは非常に抑制する傾向がございます。将来的に人口減ということで、多賀城市はまだ人口減に入っていないませんが、全国的にはもう人口が減っていくことに入っていますので、新たな市街化が必要かどうかということが非常に問題となっております、コンパクトシティということで中心部に重点的に投資をして、そこに人を集めて、そこの中で生活してただこうという傾向がございますので、新たな市街地、特に住宅地ですね、住宅地としての開発については抑制していこうという考え方でございまして、多賀城市も同様の考え方をしたいというふうに考えています。

○根本委員

その考え方は一理あるです。一理あります。ただ、私は、道路沿いの沿道沿いと言っているんです。ということは、必ずしも住宅地になるかどうかという問題です。そこに何らかの商売をする人がやるかもしれない。そういうこともあり得る。スタンドも出てくるかもしれない。いずれにしても、そういうところに住宅地だけでなく、沿道沿いなので、そういうものが出てきてもいいような環境整備だけはすべきだったのではないかと、こう思うんです。今言ってもしょうがないんですけども、22年度ですからことしですよ。恐らく市の計画としてはその考えはなかったと、こう見て、次は5年後ですか、だと思っんですけども、自主財源の確保となったときに、そういうことも含めてしっかりと将来の税収増になるための環境整備、そういう側面でぜひとも検討していただきたい課題だ、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木副市長

確かにおっしゃるとおり、幹線道路が出て、従来の市街化区域との間に調整区域があって、そのところを有効に活用すれば、土地所有者も望んでいる、固定資産税も上がる、すべていいことになってまいりますけれども、これは御承知のとおり線引き見直し、市街化区域、調整区域の見直しというのは、県が一定の期間ごとにやるということになっております。そこで、従来の調整区域を市街化区域にするためには、これは前に一本柳のときにも御説明申し上げたいと思いますけれども、事業が担保されていること、どういった事業をやるのかということもあわせて申請をしないと市街化区域に入らないということがございます。そういうことがございますので、今回の線引きには手続として間に合いませんけれども、もし地元の方々が将来的にそういった土地利用を希望されるというのであれば、具体的な事業も含めて地元の方々と相談していく必要があるだろうと思っております。そんなことも地元の方々の御意見も聞きながら、もうちょっと先になりますけれども、その辺のところは検討してまいりたいと思っております。

○根本委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。地元の方々は一生懸命燃えている方もいらして、鈴木前市長のときから、何とかあそこをとというふうにお話をされて、今でもその気持ちは変わっていない。地権者全員が同じ気持ちかということ、それは私はわかりませんが、かなり相当数、そういう地権者の方が多いということをお伺ひしています。それが市の税

収増につながるのかどうか、それもきちっと見きわめて、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、多賀城市はそんなに広大な町場があって、そしてしばらく町がない、そういう地域とは違っていて、仙台の隣接市ということでベッドタウンという要素が非常に大きい町でございまして、コンパクトな町なんです。そういう意味からすると、よそのまちづくり、国で考えているまちづくりの方向性と必ずしも多賀城市の方向性が合致するかというと、なかなかそうでもなかろう、こう思うんです。ですから、そういう意味では多賀城市の独自性というものもしっかり出しながら、その辺は時間をかけて検討していただければと、このように思います。よろしくお願いたします。

○金野委員

特別資料の17ページ、経常収支比率について1点のみお伺いします。

よく決算とか予算の時期になると一般市民が頭に浮かぶのは夕張のことなんです。多賀城も夕張の、先ほど佐藤委員も言いましたけれども、そういうことでいつも私は聞かれます。そこで、先ほど担当者が経常収支比率の査定で経常経費充当一般財源割る経常一般財源総額掛ける100、そして一般財源には臨時財政対策債を含むと私は聞いたんです。そのほかに減収補てん債も含まれる。その辺のやつをしっかりと説明していただかないと我々理解に苦しむわけなんですけれども、この辺、減収補てん債と臨時財政対策債を本当に含んでやっているのかということをもう一度説明してください。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

先ほどちょっと説明が不足していたかと思います。申しわけございませんでした。

経常収支比率を計算する際、分母になる部分なんです、これは経常一般財源総額ということになります。この部分には臨時財政対策債、それと減収補てん債、こちらが含まれるということになります。以上です。

○金野委員

細部の資料は6でうたっているんですけども、そこで我々チェックするに当たって、平成17、18年、100からだんだんに落ちて、市長以下職員一生懸命頑張っていますよ、夕張のようにはならないですよと、そういうように言っているわけなんです。今回、また急に上がりました。そして、来年度移行の推移は、一体なるか、夕張のようにまた上がるのか、これより下がるのか、その辺だけ御答弁お願いします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

はっきりしたことまでは申し上げられないと思うんですが、若干下がる方向に動くのではないかと考えております。（「了解」の声あり）

○相澤委員

諸先輩は大所高所からお聞きしました。私は項目について具体的にお聞きします。

まず、資料4の8ページ。市民活動サポートセンター使用料、予算額87万6,000円に対して収入済額が135万5,805円と大幅に増加しておりますが、この増加した理由、まず第1点。

それから、第2点は、同じく資料4の8ページの公園使用料。これも同じ理由でございます。大きくふえております。

それから、第3点は、同じ資料の28ページの公園墓地使用許可譲渡料。これもふえております。

それぞれについて、何でこんなに収入がふえたのか、その背景を御説明ください。

○片山地域コミュニティ課長

まず、サポートセンターでございます。平成20年度は、これは10カ月分ということもございましたが、1万4,000人の利用ということで、大体その割って12カ月分ぐらいなのかなというふうには考えておったのですが、この間ちょっと説明させていただきましても、1万9,641人ということで、通常、こういったサポートセンター、仙台市100万規模ですと月5,000人と聞いていました。ただ、サポートセンター、平均しますと1,600人ということなので、6万の都市で1,600人ということは大変貢献しているのではないかと思います。それは、一つは従来からの生涯学習団体の方々、あるいは市民活動団体の方々、そして地縁組織あるいは自主活動の方々にも御利用いただいているということもありますけれども、一方でやはりサポートセンターのスタッフが努力をしまして、サポートセンターの機関紙を2カ月に1回発行する、あるいは平成21年12月からは独自のホームページを立ち上げたりとか。それから、いろいろなイベント、人材研修だとかそういったところを通じましてPRもしたんですが、例えば市でやる行事だとか、あるいはほかの団体でやる行事などのときにも、ちらっと来て、ゲリラ的ということをよく言うんですけども、ちょっと宣伝させていただいたりとか、そういう小さな小さな積み重ねが重なってこのような成果が上がったのではないかというふうには私は担当としては評価してございます。以上です。

○鈴木道路公園課長

それでは、公園使用料の増加につきまして御説明いたします。

まず、公園使用料の関係につきましては、定例の予算化しているものにつきましては、電力柱であったり電話柱、そういったものを予算化させていただいておったところでございます。

主な要因で増となったものにつきましては、貞山公園、貞山堀のところにある公園なんですけれども、そちらの公園の部分におきまして、駐車場部分なんですけど、その部分に臨時の工事事務所、県の貞山堀関係の工事をする際の工事事務所が建てられておりました。その関係の公園占用料がふえたということでございます。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

公園墓地使用許可譲渡料について、3点目についてでありますけど、当初予算におきましては1,300万円計上しておりました。これは1区画の譲渡料が65万円であることから、20区画分で1,300万円見込んでおりましたが、決算におきましては当初見込額より8区画多ございまして、28区画に相なったことによりまして1,820万円と、このようになった次第でございます。

○相澤委員

貞山公園は臨時的なものだったので、思わぬ収入というか、そういうふうにとらえていいのかわかりませんが、最初の市民活動サポートセンターは、それなりの努力

をされて、今財政が非常に厳しいときに、私は非常に貴重な働きだと。こういうことをど
んどん民主的に啓蒙し合って、今後さらにどのような方向で取り組むかもお答えいただけ
ればありがたいんですが。

あと、蓮沼苑の方は、特に何もしないでふえたのでしょうか。それとも一生懸命何かやっ
て、今後もこういう方向でやっていくとか、その辺もあわせてお答えください。

○片山地域コミュニティ課長

平成 21 年度におきましても、先ほど言いましたようにホームページを新たに立ち上げたり
とか、機関紙をいろいろなところに送らせていただいているということもありましたけれ
ども、具体的にどんな努力と言われますと、ちょっと出尽くした感はありますが、さらに
努力しながら利用者の向上には努めていかなければならないのかなというふうには思っ
ております。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

蓮沼苑の譲渡料についてでございますけれども、21 年度は随時公募と一般公募というこ
とで二つの手法を用いて譲渡いたしました。内訳といたしましては、一般公募が 14 区画、随
時募集が 14 区画ということで計 28 区画。今後の見通しにつきましては、本年また新たに
50 区画、七ヶ浜町の方から御支援をちょうだいいたしまして、年度当初においては 91 区
画と相なったわけでありましたが、今後推移といたしましては、お骨を持っておられる方
を優先的に募集しておりますことから、一般公募については、それらを見きわめまして、お
骨を持っておられる方に対して不足を生じますと大変お気の毒になりますことから、それ
らも不足を生じないように、それらを見きわめながら、これから募集の態勢をとるかどう
か検討していかなければならないことかなというふうには思っております。

○藤原委員長

歳入の質疑ほかにある方、手を挙げてください。わかりました。

それでは、ただいまから昼の休憩に入ります。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○藤原委員長

議事を再開いたします。

質疑のある方、改めて挙手を願います。

○松村委員

では、経常収支比率の弾力性についてお伺いいたします。

弾力性を高めるための方向としまして分母と分子の部分があると思うんですけれども、分
母をどうふやして分子を小さくするかということがこれから弾力性を高めるためにはそれ
が必要かと思えます。そういう意味で、分母の部分で、収入のところなんですけれども、
今のところは税金、主に市税ですね、市税をどう高めるかということと交付税、その辺の
ところですよ。交付税に関しましては国の動きによりまして随分影響されると思えますので、

方向性としては今の政権も地方分権ということでそういうことを進めているんですけども、一挙にどうこうということはなかなか難しいかと思います。

市として今後考えていかなければならないのは、市税をどう高めていくか、税収を高めるかということで、先ほど来の前段での議論を聞いていますと、市の方としましては地域経済の活性化策として企業誘致と駅前の活性化、中心市街地活性化、これに重点を置いてやっているということなんですけれども、そのほかに先ほど根本委員から土地の利用も見直して、もう少し税収の上がる方向もあるのではないかという提案がありましたけれども、市としては先ほど言った二つの点に重点を置いてということなんですけれども、私も以前から持論としまして、そういう部分は私たちの市だけではなくて、どこの自治体も抱えている課題であると思いますし、国自体もそういう方向で、どうして経済を活性化するかということで対策をとっている中で、国自体も観光立国ということで、どう交流人口をふやしていくか、地域間の交流人口をふやすか、あと外国人の観光客をどうふやすかということで、国はもう数年前からやっていますし、またどこの自治体も観光振興ということに、地域資源を生かした観光振興、交流人口をふやして、どうそこにお金を落としてもらうかということに対して大きな政策をいろいろ考えてやっていますけれども、本市におきましては、そういうことが余り考えられるような政策として出てきていないんですけれども、その辺に関しましては、観光振興、産業振興に関しては、どのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○佐藤商工観光課長

観光振興につきましては、先日、松村委員から一般質問もちょうだいしておりますけれども、特別史跡を中心とした質の高い資源というのが多賀城にございます。そういったものに年々交流人口としてはふえてきているのかなと思っておりまして、ことしも新しい道路、玉岩線が開通したことによって一気にあやめまつり等も1万人ふえたということもありまして、これから多賀城インターの完成を目指していくことによって交流人口をふやすことによって、まずは人にたくさん来ていただきましょうと。

もう一つは、来ていただいた方に地元にお金を落とさせていただくということも一つの課題だと思っております。今、確かに多くの方に来ていただいているんですが、例えば仙台から松島に観光に行く途中にトイレ休憩のような形で、短時間の滞在という方が結構多いのも現実ですので、そういう方々が多賀城にもう少し時間を割いて滞在していただいて、それなりに消費をしていただくということもこれから考えていかなければならないだろうと考えております。

○藤原委員長

松村委員、観光振興については歳出のところでもまとめて質疑をしていただきたいと思いますので、観光以外で歳入の質疑があれば続行してください。

○松村委員

税収をどう上げるかということに対して、これを市の大きな柱の政策として取り組むことは、私は商工観光課だけの問題ではなくてヘッドの部分がどういうふうにそういうものをとらえるかということが、ある意味では照らしださると思うんで。そういう部分で、市の方で観光振興で税収を上げようという思いがどういうふうなお考えなのかということをお聞きしたいわけです。インターチェンジのお話も今盛んになっていますけれども、それだって目的がいっぱいあると思うんです、流通するということに対して。ですから、そういう意味で、もっと税収を上げる方向の一つの政策としてもっと力を入れるべきではないかなと

思うんですけれども、その辺が見えないので、どのようにお考えなのかお伺いしたいということです。

○鈴木副市長

質問の御趣旨は、財政の基盤となる一般財源の確保について、その一つの策として観光もあるのではないかと御質問でございますけれども、観光は地域のアイデンティティーという側面が一つあると思います。もう一つは経済効果としての観光ということがあると思いますけれども、これはもう、とうに御承知のことだと思いますけれども、経済効果ということになれば、宿泊であったり、飲食であったり、物販ということになります。その中でどう税収が上がるかということになりますけれども、先ほど出された経常収支比率の中の一般財源の規模というのは100億円を超える規模なんです。ですから、観光をもって劇的に多賀城の財政がどうこうなるというものでもないだろうと思うんです。いろいろ先ほどからお話ありましたさまざまなものが複合的にいろいろなものを取り組んで初めて財政効果が出てくるということだと思いますので、観光もその中の一つ、効果はどのぐらいかは検討してみなければなりませんけれども、そういうことも一つあるだろうというふうに思っております。

○松村委員

観光に対する理解が私は執行部の方では少ないと思います。どれだけその効果があるのかというのをもう少し研究していただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○昌浦委員

1点確認しておきたいと思うところがありまして、資料の4の8ページでございますが、ここの住宅使用料。資料を一生懸命探してみたんですけれども、不納欠損がどういう形でこうなったのかという資料がなかったものですから、まずもって不納欠損額が625万8,000円というふうに出ておるんですけれども、どういう事情があって不納欠損になったのかということの詳細にお聞かせください。

○佐藤収納課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

資料8の85ページの方、資料8の一番最後のページでございます。説明のところでもっと申し上げたんですが、早口だったということもありましてあれですけれども、こちらの85ページで御説明いたしましたけれども、市営住宅の使用料につきましては、全体で625万8,000円の不納欠損でございますが、まず1号該当の時効期間経過が延べ人数で9名、実人数では4人です。その額が171万3,900円でございます。この方については時効期間が経過したということなんですけれども、この4人の方々は既に自主退居しておりまして、この方々に対しては退居後も再三督促・催告に努めたんですけれども、結果的に時効期間、消滅期間の5年が経過したといった内容でございます。

あともう一つ、4号該当の生活困窮ですけれども、延べ人数で8とありますが、これは年度で8人で、実人数では1人でございます。この方につきましては、14年に訴訟上の和解が成立しておりまして、同年6月に退居しております。それで、19年度までに分割で納付するという約束等もしていましたが、義務者の方、さらには保証人の方も、ともに資力が乏しくて、結果的に納付困難な状況であるということが確認できたので、生活困窮に陥るといったところで債権放棄してございます。以上です。

○昌浦委員

まずもって、すみませんでした。確か8、説明受けていたんですね。私債権の保全の方、うっかり見落としてしまいました。大変失礼しました。不納欠損の理由はわかりました。それぞれ事情があつてのことだったというふうに理解します。

ただ、次なんですけれども、収入未済額、これ予算総額の約10%なんです。たしか御説明では58人分なんていうふうにメモった記憶あるんですけれども、これ、10%も未済額なんて、どういう事情で発生しているのか。それから58人分、もう当然収納しているんだらうとは思うんですけれども、ちょっと確認したいんですが。

○佐藤収納課長

収入未済額につきましては、予算額の10%、調定額からするともうちょっと低いんですけれども。まず、収納担当といたしましては、当然納期限、毎月月末が納期減ですけれども、20日を経過した段階で督促状を送達しております。毎月納期限は来ておりますので、納めない方については毎月督促が行くような形ではありますが、さらに催告も引き続きやっております。それで、3カ月、あとはある程度の期間がたった場合には、保証人の方に対しても催告、納付がありませんといったところで催告等はしておりますが、現状として未済額が810万2,190円という状況になっております。

それで、810万2,190円のまず内訳といたしましては、現年分が245万9,400円でございます。21年度分で未納があつた分、これが245万9,400円。これが39名分で、105カ月分。あとは滞納繰越分、20年度以前の未納額、これが564万2,790円ございます。延べ人数で19人です。全体で58人ということで、合計額、未済額が810万2,190円となっております。

○昌浦委員

わかりました。詳細わかりました。現年度分よりも繰り越しの方がかなり多いということは、来年度の決算になると、やっぱりこういうふうにして多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例云々でここに出てくることになっちゃうのかな。危惧するところなんです。それで、法律面、たしか公営住宅法だと思ふんですけれども、退居の対抗措置というのが住宅法の中にあつたと記憶しているんですけれども、その条文、今わかりますか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

すみません、今手元がないので、後で確認します。

○昌浦委員

確認はいいんですけれども、その条文があるかないかはわかりですよ。退居勧告ができる云々の条文が第何条の第何項なんて聞きません。それはできるんだということは御回答いただきたいんですが。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

すみません、それも含めて確認いたします。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

私も記憶が定かではないんですけれども、滞納がたしか6カ月以上滞った場合には退居命令といいますか、退居してくださいということはできたかに覚えています。

○昌浦委員

確かに、お家賃払えないというのはいろいろな事情があつてのことだと私は思うんです。ですけれども、なんか何カ月、何カ月というふうに数字的に、例えば現年度分だと105カ月分だと。当然その中には6カ月なりそれ以上お支払いできないという方もいるのではないかなと。そういうときには対抗的なものも市としては当然されているものなのかなと思ったんですけれども、条文そのものも今手元がないから調べるなんて、私聞いていて心もとなくなってしまうんですけれども、その辺、部長、どうお考えでしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

大変失礼しました。そのようなことがないように努力いたします。

○永澤市民経済部長

ただいまの件についてお答えいたします。

市では、公営住宅の入居者で未納が続く場合、既に10件以上の退居を行っております。そして、現在滞納繰越分の未納が560万円あるわけなんですけれども、この大半は既に退居なさった方の分。ただし、今回調査が間に合いませんでしたので、私債権条例による放棄は4名の方だけ今回行わせていただいたということでございます。

○昌浦委員

わかりました。いろいろな事情があつて滞るのだろうなとは思いますが、やはり雨露をしのぐ場所をお借りしているんですから、その分はできるだけ納めていただく、また納めていただくよう努力する、そういうことをきちんとしていただきたいと思います。これは税金ではないにしろ、使用料という一つの大きな税金とイコールとも言われるような性質の市にとっての収入額でございますので、その辺、鋭意きちんとしていただきたいと思います。

なお、先ほどの私の質問は、おわかり次第、御回答いただきたいと思います。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

すみません、今確認しました。公営住宅法の第32条において、公営住宅の明け渡しというのがございます。その中で、入居者の不正の行為があつた場合もありますが、家賃を3カ月以上滞納したときということで、ほかにも6項目ほど明け渡しの条件がございしますが、家賃に関しては3カ月以上滞納したときということで、32条に明記されてございます。

○昌浦委員

3カ月以上滞ったらすぐに出ていけというのもおかしい話ではあるんですけども、本来的には普通の民間のアパート等を借りた人でも、ちょっと事情があつて1カ月おくれとかというのはよく聞く話なんだけれども、やはり3月というのは多い数字になってくるんですよ。できるだけためないで皆さん一生懸命納めているのが実態かもしれませんけれども。そこでなんですけれども、そういう法があるのであれば、法にのっとって当然やっているとは思いますが、なるだけ収入の確保というのを考えて、公平の原則から考えても、その辺にあるきちんとした条文を法制執務にのっとって執行していただきたいと思います。まず1点。

2点目として、人間何あるかわからないから、その辺ではしっかりと入居者とお話をして、納めていただく計画等もきめ細かに立てていただいて進めていっていただきたいことを最後に要望したいと思います。以上です。

○佐藤委員

4番の12ページ、子ども手当の支給の現状について、項目に載っているし緊急を要するので聞いてもいいですか。

○藤原委員長

支給ですね。支給は歳出にしてください。

○佐藤委員

支給というか、緊急を要するんだけど。歳出でもできるので、わかりました。

歳出にありますか、子ども手当。ないね。今年度の執行だから。ここでしか言えないんだけど。

○藤原委員長

わかりました。22年度の歳出になるので、補正予算の歳出でやってください。22年度の補正で。

○佐藤委員

では、わかりました。すみません。

資料4の16ページの県支出金の7番目、一番最後の行の住宅福祉事業費補助金11万8,000円なんですが、難病の器具需要がなかったという説明だったんですけども……、そういう説明でしたよね。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

お答えいたします。

これにつきましては、ちょっと説明のとき申し上げましたけれども、難病患者の居宅支援事業ということで、難病患者の方が居宅生活を行う上で必要な器具といいますが、そういったものを支給する事業なんですが、それが21年度はなかったということで、したがって収入もなかったということでございます。

○佐藤委員

そういうふうにメモ、少しずれていましたけれども、そういうふうにメモしてありますが、これはおおよそ何人分ぐらいの予想の金額なのかなという思いと、利用がなかったということは、必要がないから利用しなかったのか、あるいは利用できるのを知らなくて利用できなかったのかどうなのかなという思いで聞いていたんですけど、その辺は。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

この方につきましては人数については1名分でございます。たまたま21年度なかったんですが、その前には利用した実績がございまして、この方につきましては、病名なんですが筋萎縮性側索硬化症という病気で、生活を維持する上で必要な器材といいますが、それで1名分を予算化していたということでございます。

○佐藤委員

わかりました。

それと、土木費の県補助金のことなんですが、砂押川の道路の草刈りをしていました、夏の間。それで、県のやり方がうんとひどいので私うんと怒っているんですけども、草刈ったものを、木みたいなものまで刈ったのを全部投げっ放しなんです。集めてどこかに処理していない。砂押川の道路側沿いに重ねて置いているんです、ぼんぼん、ぼんぼんと。そして枝の大きい木に類するようなものまで置いていて、風とかなんかになってきて飛んだら、車だってぶつかったら事故起きるだろうなと思うような、そんなものまで重ねて置いてあったんですけども、あれはちょっとひどい仕打ちだと思うんですが、どう思いますか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

まず最初に、資料4の26ページのことだと思いますが、土木費の受託事業収入というところがございまして。中段あたりに。これが砂押川の堤防除草に関する県からの受託事業ということで、地元の方々の5団体に年2回、市川橋から念仏橋までの間の堤防、両岸、刈っていただいておりますが、1回目はすべて終わって、今2回目に入っている。団体によっては2回終わったところもございまして。確かに虎刈り状態の刈り方とか後始末が非常に悪いという部分がありましたので、それについてはうちの方でも確認しまして、その団体の方に通告してございまして、今後このようなことのないように、こちらからも監督していきたいなと思っています。

○佐藤委員

あれは、県はお金がないからああいうふうに投げたということではなくて、団体の方々の処置の仕方だったんですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

除草作業と集草作業は別々になっていまして、あくまでも5団体は除草して、その草を集めに、後でまたまとめて集草に来るといった形になっています。ちょっとタイムラグがあると思います。ですから、もし今でも残っていれば当然こちらから県の方にも団体の方にも通告したいと思っていますので、現場を確認してから再度通告したいと思っています。

○佐藤委員

もうほとんど枯れていると思いますけれども。最盛期のときには、すごい山となっていました。ぜひ速やかに、刈ったらすぐ処理するという方向で監督も強めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。（「今のやつで関連」の声あり）

○藤原委員長

後で指名いたします。板橋委員。

○板橋委員

ナンバー5の108の債権の1億2,942万8,000円の平成14年から償還されている分の残っているやつが、どのように今後なっていくのかお聞きします。

それと、ナンバー5の111とナンバー6の61ページで土地開発基金、その当年度末の現在高を詳細にわたってお聞きいたします。

それと、皆さんがいろいろきょう御質問されているんですが、多賀城市の2011年から5年間の財政見通し、どのように計画されているか、その辺の5年間の長期ビジョンをお聞きしたいと思います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず第1点、基金の状況だったと思うんですが、これは土地開発基金（「何番の資料」の声あり）失礼しました。

○藤原委員長

ナンバー5の111ページじゃないの。板橋委員。

○板橋委員

ナンバー5の108ページ、債権、地域総合整備資金貸付金の平成14年5月から償還開始。決算年度の現在高1億2,942万8,000万円、これの償還、どのようになっているか、今後の。どこに貸し付けの部分なのか。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

御質問の件ですけれども、融資先につきましては医療法人の杏林会、医療法人幸和会、医療法人敬仁会という3団体であります。

○藤原委員長

では、まずこの件で。板橋委員。

○板橋委員

そうすると、これ医療法人3法人ということですね。幾らずつ今現在残っていて、何年後までに償還していただけるやつなのか。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

まず、医療法人杏林会、施設名で申し上げますと「リハビリパークみやび」というところになりますけれども、貸し付けが1億円貸し付けておりまして、平成26年10月で償還が完了する予定でございます。21年度末で3,846万4,000円の残高となっております。

続きまして、医療法人幸和会、こちらは施設名が「恵愛ホーム」です。こちらは1億円の融資で、14年5月に貸し付けをしております、償還が26年11月に完了する予定です。21年度末の残高が3,846万4,000円です。

最後、もう1カ所が医療法人敬仁会、施設名で「遠藤マタニティクリニック」になります。融資金額が7,000万円、貸し付けが平成17年9月に行っておりまして、最終が32年4月に償還が完了する予定です。以上です。

○藤原委員長

残りの件について回答してください。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず1点目ですが、土地開発基金の現況はどうなのかという御質問と理解しておりますが、それでよろしかったでしょうか。

お示しいただいておりました資料ナンバーの6の61ページに記載しております基金運用の状況なんですけれども、こちらは22年3月末現在のものがございます。これから状況の方は変わってございます。それで、資料の8の14ページの方には22年5月末現在高ということで、こちらの方にその後の動きというものを掲載させていただいてございます。5月末現在ですと、合計しますと24億8,223万3,135円という現在高となっております。以上です。

○板橋委員

土地開発基金運用状況の決算、平成21年度末現在の定期預金から土地の面積とか繰替運用預金とか貸付金の明細と私聞いた記憶あるんですが、それで先ほどいただいた各種基金保有額の土地開発基金、現金分のみ19億2,955万3,909円。そうすると、これは平成21年度の決算ではないですか。それで、出納閉鎖が2カ月後の5月31日。そうしたらば、ある程度、ナンバー5、ナンバー6、ナンバー8、数字がそんなに誤差を生じないのではないですか。違いますか。今現在といたって、これは進行しているからわかります。決算年度ではないですか。その辺、どうなっているんですか。違いますか。私の質問間違っているのだったら訂正します。その件から確認します。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、資料ナンバー6の61ページの方に掲載しております基金運用状況。こちらは3月31日末現在で一たん区切ったものとなっております。そのほかの資料、資料ナンバーの8なんですけど、こちらは決算統計の方で用いている年度区分けでもって区分けして記載しているものがございます。それと、先ほどの内訳に関しましてはですけども、まず土地に関しましては資料ナンバー6の方に記載のとおりで、こちら変更はございません。貸付金に関しましては、こちらは土地開発公社の方に貸し付けているものということで、金額の方は変更はございません。繰替運用分、この部分に関しては出納整理期間、こちらの方で返還いただいておりますので、預金の方に戻っております。

それで、先ほどお配りいたしました議案第51号関係資料（追加資料）の方に載せております各種基金保有額、こちらの方に載せておりますのが現金分ということになります。こちらの方には、誤差というのは生じておりますけれども、それは利息分などが入って金額の方が若干ずれているということになります。以上でございます。

○板橋委員

248億から192億引くと約5億が預金金利になるわけですか。それと、土地が4,775平米あるというのは、場所はどこで、いつから土地開発基金でもってお持ちなんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

すみません、土地なんですけど、今一覧表を手元に用意してございませんでしたので、これは後ほど報告させていただきたいと思っております。

○藤原委員長

板橋委員、ただいまの答えでよろしいですか。

○板橋委員

ナンバー5に財産の一覧表あるんじゃないですか。大体、決算議会で資料持ってこないというのはどうなっているんですか。副市長、室長、御答弁お願いします。

○藤原委員長

板橋委員、どういう説明と資料を求めているのか、再度お願いします。

○板橋委員

土地開発基金運用状況報告書に記載されている、土地の面積が 4,775.88 平米、これがどこの場所か。それと、先ほどいただいた土地開発基金現金分のみ 19 億 2,955 万何がしと、ナンバー5 に書いてある合計の 24 億 8,207 万、これの誤差がどうなっているのかということで、これだって 22 年 5 月末現在ということは出納閉鎖のときの資料と違うんですか。

○藤原委員長

わかりました。以上ですか。2 点。

○板橋委員

今聞いている分はね。あとあります。

○藤原委員長

一たん休憩に入りますが、休憩後にまた板橋委員を指名しますので。

その前に、金野委員先ほど挙手していましたので、金野委員。

○金野委員

資料 4 の 26 ページ、佐藤恵子委員言いました土木費受託事業収入、362 万 550 円。内容は同じなんです。要するに、毎年厚く取って。ことしも私見ました。写真も撮って。仕事ぶりも見ました。8 日に草刈りをやりました。やった場所は、前のグリーンベルトのこちらの方です。そして、やった人たち、5 団体、それはわかります。ただ、それについて、佐藤委員も言いましたように、虎刈りではないかと。はっきり、虎刈りよりひどいね。要するに、樹木の 5 分か 6 分ぐらいで切っておいて、半分は道路、半分は乾燥すれば川に流れる。そして、集めるときはほとんどない。そういう状態なんです。例えばきょうは、私も見てきましたけれども、雨が降っているから、ある程度固まっています。多分、市の職員の方も見ていると思うんですけども、そういうのを確認してください。なぜかという、これは県の委託事業でやっていて、県税を使ってやっているの、同じ業者が毎年、そういうのだったら、私は業者をかえるべきだと思います。その辺の御検討をされているのか、お伺いします。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

まず、草刈りについては、御案内とおり、地元の愛護団体の 5 団体に委託して、年に 2 回刈っていただくことになっております。先ほども集草という話、要するに草集めですね。これは県が直接委託した業者が集めるという形になっていまして、今月末に集める予定ということは確認しております。余りにも時間があき過ぎるということで申し入れたところ、今月末に集草すると県の方で回答がございました。

確かに虎刈りの件は我々も現場を確認したら、ちょっと刈り方がひどいということもあって、再度草刈りするように 5 団体には通告する予定でございますので、本日があした中にその旨、相手に伝えたいと思います。改めて草刈りをさせていただくという形をとりたいと思います。その後は、その結果次第で以後のことは考えていきたいと思っています。

○金野委員

今次長の方から再度草刈りを徹底させる、そしてこれはやり直しだね。はっきりとその辺を言って、予算はこの範囲の中から出すと。

そして、先ほど草を集めるときなんですけれども、今月末までだったら草みんななくなっちゃう。はっきり言って。だったらどうするかというのをなぜ考えないのかなと私は思うんです。その辺の検討をされているのか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

言いわけになるみたいですが、草刈りはあくまでもうちの方で受託しておりまして、うちから5団体に委託するという形をとっていますが、集草については県が直接業者に委託して集草しているということがありますので、いずれ多賀城ですから非常に草が飛んで迷惑がかかるということもありますので、それについては強く申し入れていきたいと。なるべく早く集めるように強く申し入れたいと考えております。

○金野委員

わかりました。では、次年度から、今度またやり直しするとき、何月何日除草をやりますから集草はこの日の何時お願いしますとしっかりと連絡調整をやって、あの辺の砂押川の環境整備の一端にさせていただきたいと思います。以上です。

○藤原委員長

それでは、ただいまから2時まで休憩に入ります。休憩中にすり合わせをきちんとやっていただいて、議事の進行に協力をよろしく願いいたします。

午後1時45分 休憩

午後2時00分 開議

○藤原委員長

では、質疑を再開いたしますので、着席してください。

質疑を続行いたします。

それでは、財政経営担当補佐より回答を求めます。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

大変失礼いたしました。

それでは、まず御質問のございました土地開発基金が保有している土地の内訳について御報告したいと思います。

まず一つ目なんです、中央一丁目にございます稲荷殿古墳、それと西側公用車駐車場の奥の方にございます土地がまず1点でございます。面積が538.63平方メートル。土地価格残高としましては6,431万1,120円となっております。

2点目なんです、高橋四丁目にございます高橋特養ホームのわきにある土地でございます。面積が1,391.50平方メートル、土地価格なんです、1億3,038万3,000円でございます。

三つ目、大代五丁目にあります橋本団地内にある土地ということになりますが、こちらの面積は 319.80 平方メートル、価格が 1,580 万円。

次に、中央二丁目ほかにございます駅の区画整理に伴って取得しました公共公益施設用地なんですけど、こちらの方が、面積が 1,102.72 平方メートル、金額にしますと 1 億 8,793 万 5,791 円。

最後になりますが、鶴ヶ谷一丁目にございます総合体育館第 3 駐車場用地でございます。面積が 1,434.34 平方メートル、金額にしまして 7,229 万 736 円ということになります。

以上が土地開発基金で保有している土地ということになります。

続きまして、先ほどお配りしました議案第 51 号関係資料（追加資料）の各種基金保有額、平成 22 年 5 月末現在のものと、御指摘のございました資料 6 の 61 ページ、基金運用状況調書、こちらの方の金額の相違について説明をさせていただきたいと思ひます。

まず資料 6 の 61 ページの方なんですけれども、こちらは土地開発基金が保有しています現金と土地その他を全部合わせたもので計算してございます。先ほどお配りしました追加資料に関しましては、土地開発基金が現金として保有しているもの、この部分だけ載せてございます。したがひまして、資料 6 の方の合計額から土地の分と貸付金、この部分を除いたものが現金ということになります。したがひまして、61 ページで言ひますと、預金それと繰替運用金、こちらを合計したもの。これも若干差が出るんですけども、それは繰替運用を返還していただく際に発生する利息と、それと追加資料の方の内容につきましては 5 月末現在で押さえさせていただいておりましたので、4 月、5 月分の利息分、これも含まれておりますので、現金に関しては数字の方がずれてございます。以上ございます。

○板橋委員

そうすると、現金と 5 筆の分の土地の、これは簿価なんですか。それとも現在の路線価からはじき出した数字になるわけですか。それとも取得時の数字がそのまま帳簿に載っているということですか。それと、貸付金というのは 8,200 万円。この二つ、確認したいと思ひます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

御質問にございました 1 点目、土地の価格なんですけど、こちらは取得した際の価格ということになります。2 点目なんですけど、貸付金に関しましては、土地開発公社の方へ貸し付けている金額ということになります。以上です。

○板橋委員

そうすると、取得価格だから、今若干減額になっていますね。なっていますよね。その辺、確認します。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

土地もいろいろございますので、正式に評価等をしてみないと何とも申し上げられないと思ひます。以上です。

○板橋委員

何年ごろ取得したかは後からお聞きしに行きますけど、2 年前、3 年前取得してはいたって、今路線価は下がっていますから。

それと、財政見通しの件でまだ答弁いただいていないんですが。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

5年間の財政見通しということなんですが、経済情勢ということも国の制度ということもなかなか見通し立てづらいということではあるんですが、そういったことも踏まえまして、極力つくる方向で調査、検討ということをしたいというふうに思っております。

○板橋委員

仙台100万都市なんだけれども、5年間で財源不足、2011年から2015年度までの、これは新聞に記事として載ったんだけれども、1,500億円が市税収入回復せずで、財政見通しが悪くなっている、足りなくなるという。多賀城は6万3,000人だけれども、そのぐらいの計算はしかるべき、今の厳しい、厳しいと言っている割には全然その辺出ていないというのは、おかしいんじゃないですか。違いますか。

○菅野市長公室長

この件に関しましては先ほど竹谷委員の御質問に副市長が回答したとおり大変難しいとは思いますが、今後の高齢化社会を迎えるに中において市税収入は減少傾向にあるんだということは、先日の本会議の方でも私、五次総の見通しの中で答えておりますが、その中で財政推計というのはぜひやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○板橋委員

これからもっと聞いてから、ある程度まとめてお話しさせていただきます。

次に、ナンバー6の58ページ。ちょっと確認したいんですが、基金のところ、これは監査の報告なんですが、下から8行目、一時借入金の制度については出納閉鎖日である5月31日まで償還しなければならず、また借入金に関する限度額云々とあるんですが、この一時借入金というのはどういうふうな、これは歳入歳出には計上しなくてもいいとなっている、その件に関してお聞きしたいんですが。

○藤原委員長

それでは、まずその回答についてということで。（「はい」の声あり）

○本郷会計管理者(兼)会計課長

一時借入金に関しましては、通常の歳入それから歳出、そういったものを照らし合わせながら、支出執行に当たりまして、その支出に対する資金提供がされているかどうか、歳入があっているかどうか、そういうことに対して見きわめて、歳出額に対する歳入が不足しているような場合には一時借入金を行うという制度でございます。以上でございます。

○板橋委員

それで、現在本市としては一時借入金は出納閉鎖までは処理されているということですか。出納閉鎖までされなければ返済利子が発生するから、決算のときは一時借入金の利子が公債費に計上されるという形で書物に書かれているんだけれども、これは間違いはないですか。出納閉鎖までの段階で返済しなかったという前例は今まで一切ないということで、その辺の確認をしたい。

○本郷会計管理者(兼)会計課長

本市の場合は、過去には財政調整基金そういったものを活用しながら、こちらの方の資金不足あるいは予算的に財政調整基金を繰り入れしていただいて支払い準備基金に充てていたというような状況がございます。ここの中で申し上げている部分については、一時借入金に頼らず、内部の基金の繰り替え運用でその支払い準備基金に手当てをしたというような状況で、こういう制度を取り扱っていないということでございます。

○板橋委員

それが基金のところに書いてある繰替運用金という項目ですね。それでいいんですね。わかりました。

一つずつでよろしいでしょうか。

○藤原委員長

あと何点ありますか。

○板橋委員

あと三つかそこらです。

○藤原委員長

三つまとめて言ってください。

○板橋委員

三つまとめてね。はい。

ナンバー6の27ページ。20款諸収入の下から3行目、収入未済額の2億9,900云々の内訳、福祉施設利用者負担金と学校給食費実費徴収金、指定管理者取り消しに伴う返還金その他について、これは詳細にわたってお聞きしたいと思います。

あと、ナンバー6、17ページの市税収入状況で、9億6,500万円の減。これは前年対比ですが、それと同じことですよ、ナンバー8の7ページに書いてあることと。それに対して、市税収入状況が約9億6,500万円ほど少なくなってきたというのに、今年度は歳出が200億円を超えているということで、その辺で一般財源の市税収入の減少に関してどのようにこれを当局の方は、財政担当の方は、この減に対してどのように見ているのか。

その割には、あわせてお話しさせていただきますが、財政調整基金、先ほどもらった資料は16億8,800万円になっているんですが、また数字のトリックで、これ教えていただきたいんですが、ナンバー6の60ページの財政調整基金は11億8,800万円、あとナンバー5の109ページも11億8,800万円という形で、財政調整基金も約5億ほど数字が私見た範囲内で差異があるものですから、その辺はどのような数字の処理をしたのか。数字のトリックというとしかれるかもしれないけれども、その辺あわせてお願いいたします。

○藤原委員長

すみません、6の27ページ、収入未済額を詳細にということなんです、詳細にといってもどの程度詳細にということもありますし、板橋委員の問題意識をちょっと話していただいて、どういう点を解明していただきたいのか明確にさせていただきたいと思うんですが。

それから、6の17ページの市税の収入の9億6,500万円の減と財調を取り崩さずに済んだというのは、前の方々からも質疑がありましたけれども、なお聞きたいところがどの点にあるのか、その辺、再度。

○板橋委員

それでは、財調の差異だけでいいです、そっちは。

あと、ナンバー6の27の諸収入の約3,000万円、福祉施設利用者負担金と学校給食実費徴収金、これ多分3年間の分だとは思んですが、その滞納になっている分の督促に関して、どのように担当の方で現在努力されているのか。あと、指定管理者取り消しに伴う返還金というのはどこの分なのか教えていただきたい。

○藤原委員長

それでは、まず資料6の27ページ関係は、回答は保健福祉部次長。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

それでは、お答えいたします。

福祉施設利用者負担金につきましては、収入未済額305万5,700円ございますけれども、これにつきましては複数の課にまたがっておりますので、社会福祉課分として申し上げたいと思っておりますけれども、社会福祉課の金額が一番大きいということになります。社会福祉課といたしましては305万5,700円のうち300万5,000円が社会福祉課関係でございます。これにつきましては、身体障害者の施設に入所している方の入所者負担金、過年度分になりますけれども、この方につきましては現在太白区の「ありのまま舎」の方に入所されている方でございますが、これが平成15年度の支援費制度になる前の負担金でございます。現在月に1万5,000円ずつ、そして年間これが18万円になりますけれども、分割して現在も納付していただいているような状況でございます。1名分の方の負担金分ということでございます。

○佐々木学校教育課長

それでは、学校給食費実費徴収金につきまして、2,297万5,523円の内訳につきましては、平成21年度の現年度分の未済額につきましては、延べ153世帯、617万5,613円の未済額がございます。20年度以前、過年度分につきましては、172世帯、1,679万9,910円の未済額でございます。

なお、徴収につきましては、現年度分につきましては各学校に集金をお願いし、未納者の把握に努めているところでございます。過年度分につきましては、学校教育課並びに教育委員会事務局職員で手分けして訪問徴収、文書による催促状による徴収、それから電話による徴収ということで当たっております。

ちなみに、昨年度につきましては1,027件の通知を出した中で、徴収額110万1,228円の収入がございました。

それから、訪問徴収でございますが、昨年は6月と12月、年2回、定期的に集中月間として訪問徴収に努め、68万2,003円の収入がありました。

そういうことで、何とか未済額が減るように委員会挙げて努力しているところでございます。以上です。

○但木こども福祉課長

27ページの福祉施設利用者負担金等の、先ほど次長が御説明申し上げました差額分でございますが5万700円、これは延長保育料の現年度分でございます、8世帯、8人分でございます。

それから、指定管理者取り消しに伴います返還金367万6,800円でございますが、これは平成18年9月30日をもちまして多賀城市の当時あかね保育所の指定管理者でございました学校法人高橋学園についての指定管理者の指定の取り消しを行っております。その際、平成18年度の年度協定に基づきまして支払いをいたしました平成18年4月から9月までの途中退所児童分の保育費3万3,000円と、平成18年度の特別保育事業の前払い金734万7,000円がございましたが、このうちの6カ月の未実施事業分としまして367万円3,500円、これの合計で367万6,800円となっているものでございます。

○藤原委員長

とりえあず27ページ関係回答いただきましたが、板橋委員、よろしいですか。

では、次は市税収入の減と財調の基金の関係も答弁。板橋委員。

○板橋委員

財調の差額だけでいいです。数字の。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、財政調整基金の金額の差について説明させていただきます。

まず、資料6の60ページの方で財政調整基金の合計額が11億8,833万9,645円ということで、こちらと本日お配りしております資料の間に乖離があるのではないかという御指摘ございましたが、この乖離部分なんです、約5億円ございます。この5億円に関しては、予算で定めておりました基金の繰入金の額なんですけれども、こちら実際に使用しなかったということで、出納整理期間に基金の方に戻していただいたということになります。ですから、この部分が予算で繰り入れしていた部分、予算繰り入れ分が戻ってきたということで、この合計が本日お配りした資料ではふえているということになります。その差額でございます。

○板橋委員

そうしますと、きょういただいたやつが基金合計が60億9,700万円、ナンバー6の60ページの基金の現在高状況、合計が63億6,000万円、その差、基金の繰り入れ5億何がしを足した場合に、ここでも差が出てきますよね。

それで、下3行の国民健康保険事業財政調整基金ほか2本、これの数字というのはどこに今度、特別会計の方に移行されているんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

大変失礼いたしました。そのほかに出納整理期間であります4月、5月分の利息分等も含まれてございますので、若干その数字が合わないということになってございます。大変申しわけありませんでした。

60 ページの下の方の基金なんです、こちら特別会計の方で設置しております基金ということでございまして、きょう用意させていただいた資料からは除かせていただいております。

○板橋委員

除かせていただきましたでいいんだけど、何で除いたのか、その辺まで一回でぱっといけないのかな、この辺。

○藤原委員長

ただ、従来からずっとそういうつくり方をしてきたんですよ。ナンバー8 とか、全部そういうつくり方してきたので、むしろ載つけると変な感じになっちゃうんじゃないかと私は思うんですけども。

○板橋委員

だって、ナンバー6 に載っていて、きょう出したのに載っていない。

○藤原委員長

それはどなたか。市長公室長。

○菅野市長公室長

きょうお出ししたのは、財政経営の方で管理している基金の一覧表ということでお出しをしておりますので、特別会計はそれぞれの特別会計を所管している課の方でそれぞれ基金の方を掌握しておりますので、今回は財政経営担当の方で掌握している基金の一覧表ということでお出ししたということで御理解いただきたいと思います。

○板橋委員

では、副市長に確認します。では、二つ出さなければならぬんじゃないですか。特会の方も。基金の一覧表という形でお願いしたはずなんです。その辺どうなっているんでしょうか。いやあ、ほんとに子供のつき合いでないんですよ。これ何ぼなの、足したらば、5億6,000万円でしょう。違いますか。副市長、お願いします。

○鈴木副市長

この決算の資料につきましては、毎回申し上げておりますけれども、普通会計という区分で御説明をずっと今までさせていただいております。その中で、今回は板橋委員から基金の状態の資料をという御提示がありましたので。これは普通会計の中で御説明しておりますので、普通会計に属するものの基金を御提示申し上げました。もしこれが必要であれば、そのときにおっしゃっていただければ十分つけ足したものでございますけれども、一般的に決算は普通会計でございますから普通会計の分だけお出ししたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○藤原委員長

板橋委員、国民健康保険及び介護保険事業及び介護従事者処遇改善臨時特例基金等については、そのときの特別会計のときに審議していただくということでお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○板橋委員

それでは、地方債借入先一覧、平成 21 年度 207 億 8,443 万円の借り入れ先と、何で土地が安くなっているのに固定資産税は一部上がるんですか。その辺、数字的な。

○藤原委員長

資料のナンバー幾つの何ページですか。

○板橋委員

固定資産に関してはナンバー4の1ページのナンバー8の34ページになるのかな。お聞きするとすれば。

○藤原委員長

いずれにしても、固定資産税について、土地が下がっているのになぜ固定資産税が下がらないのかという御質問だったと思います。

○板橋委員

上がるのか。一部上がっているところがあるんです。

○鈴木税務課長

お答えいたします。

御存じのように、固定資産税の評価については平成6年度に大きく変わりました。これは、全国的に評価の均衡を図るために、これまでばらばらで評価していた評価水準を一律に地価公示価格の7割とした評価替えが行われました。実態そのとおりに課税する評価額と課税のもとになる課税標準額で開きがあるものですから、少しずつ評価額と課税標準額が近づくように、税負担の調整措置というのが設けられるようになりました。

具体的には、あるべき課税標準額、これが税率に係る額なんですけれども、これに対して前年度の課税標準額が一定の水準に達している土地の課税標準額は、据え置きですとか、あるいは現状の価格の下落を反映して税額が下がるということになってはいますけれども、そこまで達していないところにつきましては負担調整によって年々、徐々に課税標準額が引き上げられる仕組みになっている。

このような制度の違いがあるために、評価額が下落傾向にあるものの、それをもとにした課税標準があるべき課税標準に達していないところにつきましては前年度課税標準額に対して段階的に上昇するということになります。

具体の例を挙げますと、本市の宅地、小規模住宅でございますけれども、このほとんどは負担水準が0.8以上になっていますことから、前年度の課税標準に据え置かれるか、あるいは土地の下落に伴い引き下がっております。

板橋委員から御質問の上がっているところがあるということなんですけれども、これに比べて市街化区域に介在する田んぼや畑につきましては本来の課税標準額に達した農地が全体の市街化区域の農地の約10%にしかすぎません。残りの90%の農地につきましては、まだ引き上げていく過程にある土地であります。さらに、この市街化区域の農地の70%は最も負担水準の高い、いわゆる上がり切っていない、負担水準0.7未満であることから、もうしばらく土地が下落しても税額が緩やかに上がっていく傾向にあるというふうに思っております。以上でございます。

○藤原委員長

よろしいですか。

○板橋委員

地方債借り入れ先一覧のやつ。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

借り入れ先一覧表、資料では提出させていただいていなかったんですが、今口頭で申し上げたいと思います。

民間と政府系金融機関というふうに大きく分けるとその2グループから借り入れをしています。

まず民間の方なんですが、七十七銀行、仙台農協、杜の都信用金庫、荘内銀行、北日本銀行、仙台銀行というのが銀行等引き受けということで借り入れをしています。あとは日本生命。

あとは地方公共団体金融機構。あと政府資金としまして財務省の方から借り入れているもの。それと、共済としましては、市町村振興協会。それと、宮城県の方からも借り入れをしています。以上です。

○板橋委員

去年より地方債の借り入れが10億円多くなりましたね。そうすると、政府系の方から10億円全部借り入れしたということですか。大体の数字くらい言っていただいてもいいと思ったものですから。

○藤原委員長

後での資料提出ではまずいですか。

○板橋委員

いいです。なければ、いいです。

○藤原委員長

では、金額もということなので、後で借り入れ先と金額と一覧表にして出していただくということで。（「21年度」の声あり）21年度だよな。

○板橋委員

そうです。

という形で基金と、あとは歳入の根幹である市税、固定資産税、前年対比減額になってきているということで、その割には一般財源が200億円近くいっているということで、こういう厳しい御時世に対して土地開発公社はもう必要ないのではないですか。公社そのものというのは、土地がバブル期絶頂期に右肩上がりて土地が上がっていった、それに対して公共用地を確保するために先行投資で土地開発公社が事前に購入していて、それで一般会計の方に土地を売り渡すという形で。今、土地下がっているんですから、上がりっこないんですから、土地開発公社で何も20数億円基金をお持ちにならなくたって、要は借り入れを早く金利の高いのから償還して行って、もう少し……。

○藤原委員長

では、副市長に答弁させますので。

○板橋委員

はい。その辺、どのようになっているのか。経常収支比率だってよくなっていくんじゃないかと思いますので。そのためいろいろなことを今お聞きしたんですが。その辺、いかがでしょうか。

○鈴木副市長

まず、ちょっと誤解があるようでございますけれども、土地開発公社と土地開発基金は別物でございます。それから、土地開発公社の不要論が今出ましたけれども、土地開発公社は先行して土地を買うという目的と、それから補助事業で後で土地を買い戻すために土地開発公社で取得するという目的がございますので、今の補助制度を活用するという意味からも土地開発公社はまだ必要であるというふうに思っております。

○藤原委員長

ほかにございますか。

○戸津川委員

大変スケールの大きな質問の後にささやかな質問をさせていただきます。

資料4の26ページです。私、本当にわからない話が多かったんですが、ここだけはちょっとわかりましたので質問させていただきます。弁償金のところで、弁償金1,000円に対して11万1,400円という収入済額というのがありますけれども、御説明の中で学校関係が5万8,000円だったというふうにお伺いしたんですけれども、それで間違いないでしょうか。そしてまた、できればどんな状況の、どんな件数で5万8,000円という収入があったのかということをお聞きしたいと思います。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

それでは、御説明申し上げます。

この弁償金につきましては、多賀城小学校の新築に伴います、その過程の中で、ガラスとかそういった学校そのものを壊された経緯があります。その当時なんですが、平成18年8月25日の深夜に、当時中学校3年生だった生徒4人が改築したばかりの校舎を破損したものでございます。それがたまたま防犯ビデオに全部映っております、壊した生徒が特定できたものですから、いわゆる弁償していただくということで、その4名の家族と話し合った結果、被害総額71万4,000円を4家族で均等に弁償するという形で折り合いがつかしました。

しかし、2世帯はすぐ17万8,500円を平成19年度に完済しましたが、残る2世帯につきましては分納という形で毎月少しずつお支払いをいただいたということでございます。したがって、19年度、20年度、21年度と3年間かけて弁済をしたという1家族がございまして、そのうちの1世帯分5万8,500円が平成21年度に弁済して、すべて完了した、こういう状況でございます。以上です。

○戸津川委員

ありがとうございました。私懸念いたしましたのは、今お聞きしたような状況であれば、弁償させることが子供とそして御父兄と学校の先生の間で共通理解ができて納得の上でな

されたと思いますので問題はなかったかと思えますけれども、私が学校現場におりましたときには、この子にこれを弁償させることが本当に教育的なことなのだろうかと、担任といたしましては、そのことを母親や父親に告げるということに大変ちゅうちょすることがまありました。子供というのは、もちろん失敗をするのが当然な時期でございます。大人でさえも失敗はありますので、失敗の部類といえますか、そういうものにまで弁償しなくてはいけないという場に私が何回か遭遇したものですから、弁償という言葉に大変敏感になっておりました。

これからも、教育の場ですし過ちを犯すのが当たり前の子供たちでございますので、今回の件は仕方がなかったかと思えますけれども、過ちでガラスを壊してしまうということもよくあります。そういうときにはよく協議をして、何が子供たちにとって教育的かということで、ぜひこれからも判断をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○藤原委員長

以上で歳入の質疑を終結たいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長

なしと認めて、歳入の質疑を終結いたします。

● 歳出質疑

○藤原委員長

これより歳出の質疑に入ります。

第1款議会費から第3款民生費までの質疑を行います。質疑のある方、挙手を願います。

○深谷委員

主要な施策の成果に関する説明書の11ページ。1点目が、市のホームページの充実に要する経費。資料7です。それから、7の64ページです、市立保育所運営管理に要する経費。それから生活保護扶助に要する経費、75ページ、同じ資料の。すべて同じ資料から。

市のホームページのアクセスについてなんですけれども、10款の方とどっちでやろうかなと思ったんですが、各学校のホームページが着々とでき上がってきておまして、本当にありがたいことだなと思うんですが、いまだに市のホームページの方から市内の小学校、中学校というページを開きまして学校の方をクリックしますと、PDFの方に飛ぶようになっております。あそこをハイパーリンクかなにかで学校ホームページのアドレスを入れていただくと、いろいろな方々が市の学校の情報を得る際に、多賀城市役所から検索をかけて市内の学校ということで調べると、ホームページに行かないなど。ヤフーの方で多賀城市立山王小学校と入れると山王小学校の方に飛ぶんですが、グーグルの方で検索して多賀城市立山王小学校というふうに検索しても一発では行きません。そういった部分のアクセスを楽にできるような対策も図っていただきますと、もう少し開かれた学校の情報提供、開示につながるのではないかなと思えますので、まずすぐにできることとして市のホームページのリンクに各小学校、中学校のホームページを張りつけるということをしていただきたいと思います。まずこの点、よろしく願いします。

○片山地域コミュニティ課長

市のホームページのリンクにつきましてはリンクの基準がございまして、それをクリアしているものであれば積極的にリンクしていくことにしております。学校の方につきましては、技術的には当然可能だと思いますが、その辺、個人情報の関係とか……。ごめんなさい。協議をした結果、9月10日、リンクすることにいたしましたので。

○深谷委員

9月10日にリンクするという事なんですね。（「した」の声あり）した。したんだね、9月10過ぎていますから。わかりました。では、アクセス向上に寄与してください。

それから、さっき言ったように、多賀城市立山王小学校というふうに入れて、検索ツールによって検索できないツールが、一番上に出てこないところがあるんです。多賀城市立山王小学校でヤフーで検索すると一番最初に出てくるんですけども、グーグルで検索しますと次のページのたしか上から2段目に出てくるような状況になりますので、どこの検索ツールを利用して市内の学校がすぐ開示されるようなシステム構築を心がけていただきたいと思います。これは答弁要りませんので、よろしくをお願いします。

それから、64ページの方に移りたいと思います。市立保育所運営管理に要する経費について、市立あかね保育所の部分、施設面積が629.4、そして浮島保育所628.3、この施設面積と定員の関係を教えてください。

○但木こども福祉課長

浮島保育所につきましては、21年度に改築をしたということで、資料では628.3平米になっておりますが、増築によりまして、これが826.35平米に増床してございます。それから、あかね保育所につきましては629.4平米ということでございます。

○深谷委員

そういうことであれば理解いたしました。これを見て、単純に施設面積が変わらないのに定員は10名少ないという部分で、保育士をふやすなり部屋を多少拡張すれば定員の幅も広がられるのかなと感じていたので御質問した次第でございます。

これに関連して、保育所で、前回の定例会のときですか、市長公室長の方から山王の市営住宅跡地の利用法として保育所が西部地区の要望が多いということで、そういったお話が出たと私記憶しておりますが、今現在どういう方向で進んでいるのかということと、山王の市営住宅の跡地を利用して保育所を建てる場合には多分建物を壊す費用、それから発掘の費用もかかるふうに私認識しておりますが、その分の試算というのは今現段階ではしておるのでしょうか。

○菅野市長公室長

前回議会の方で私回答申し上げたときには、西部地区の3カ所の市有地、そこをどう活用するのかということで、山王市営住宅の跡地については私立保育所の誘致先として最適の土地であろうということで、その方向性で検討していますということで回答を申し上げたつもりでございます。その中で、私立保育所になりますので、そこを誘致する際どの程度の費用がかかるのかというのは、こちらの方ではわかりかねる。ただ、面積によって発掘の部分も、その上屋が建つ部分のところ限定した場合と全体的に発掘するのでは大分費用が変わりますので、そのあたりは具体的なものが出てこない見えな部分はあるのかなというふうなところでございます。

○深谷委員

どれくらいの面積で考えているのかという部分は、西部地区、うちの3人いるうち2人が待機児童で待っているわけなんですけれども、そういう待機児童の数を把握して、その方の住まう場所を考えれば、どれくらいの方が西部地区で待機しているかという部分で建物の大きさからそういった部分もすぐに計算できるのかなというふうに思います。

そこでなんですけれども、すべてをやるのか建てる部分をやるのかというところで大体幅は決まってくると思うんです。その幅が決まったぐらいの、それを試掘した場合の予算というのはどれくらいかかるものでしょうか。文化財課長、もしわかれば教えてください。

○高倉文化財課長

建物の内容がよくわからないで数字だけのくらいかかるかということについては、余り具体的な話をここで申し上げたくないんですが、できるだけ遺跡に影響を及ぼさないような建て方だとか、そういう形でできるだけ事業に支障のないような考え方はとれるかなというふうに思うんですが、基本的にどのくらいの枠組みの中で施設をつくっていくのか、その辺の基本的な計画をまず立てていただいて協議をしたいと考えております。

○深谷委員

どんな建て方をするにせよ、試掘をします。試掘をした後に、これは本調査が必要だろうとなった場合には、またさらに期日も延びるとか、待機児童がさらにふえるとまでは言いませんが、時間がかかってしまうという状況を考えたときに、私は、前回一般質問でも提案させていただきましたが、わざわざ土の入れかえをして、たしか1億ちょっと。新田の浄水場の跡地、建設があったあそこの場所、あのようにして、今から発掘も必要ないわけですし、もし必要だとあれば水道の方から買うような形で建てれば、土地だけ提供して、あとは運営してくれる社会福祉法人なりが見つかれば、すぐにでも建てられるのではないかなというふうに考えるんですが、その辺は御見解としていかがでしょうか。

○内海保健福祉部長

西部地区の公有地といいますか、市が使える土地についての検討を内部的には行っておるということです。先ほど山王市営住宅跡地の土地の利用の関係、これについては保育所の利用が一番近いのかなという結論でした。今御指摘のありました新田の土地ですけれども、これについても保健福祉部としては、今申し上げました西部地区三つの土地、高橋の土地含めて三つの土地の利用を視野に入れてはおるんですけれども、今の時点で対応するという方向が大体出てきたのかなというのが山王の市営住宅跡地というような状況です。

○深谷委員

一般質問も出ていることなのであれなんですけれども、余りお金がかかることなく、すぐに対応できるような仕組みをもしつくるのであれば、試掘も要らないし何も要らないという場所に建てるのが。待機児童というのは、働きたくても働けない保護者の方々がいらっしやるわけなので、一刻も早くそういった整備を進めることが少子化の対策にもつながりますし待機児童の解消にもつながると思うので、そこが最善だと思うのであれば、その最善だと思う方に向かって、すぐに何かの形で方向性を見出していくことが必要ではないかなと思いますので、今保健福祉部長の方からも答弁ありましたとおり、もしそこで最善だということであれば私も別に新田をぐり押しはしませんので、山王の市営住宅跡地で早く、どういうふうな形でやって、どういうふうな発掘が必要なのか、そして発掘が必要な中でその予算もつけてどういうふうにしていくのかという明確なスケジュールをぜひ提示していただければ、そういったことを市民の方々から聞かれた場合にも我々としても対応できるかなと思いますので、よろしく申し上げます。答弁は要りません。

それから、7の75ページの生活保護扶助に要する経費の事務事業評価の生活保護扶助事業、成果のところでも6世帯というところがあるんですけども。すみません、事務事業評価結果1の224ページの部分です。生活保護扶助費という、生活に困窮している方ですとか高齢の方、それから障害のある方、傷病世帯が多いということなんですけれども、そんな中で生活保護から抜け出してというか、生活保護の受給をストップして、また就労して働いたという世帯が21年度は6世帯あるということなんですけれども、平成22年度の計画値としては横棒です。こういうふうになっているというのは、今現在のところ見込めないということなんです。例えば傷病にしても障害者の方にしても、高齢者で今多賀城市内で受けている方はそういう方々で、目標を立ててもちょっと難しいのかなということでは記入していないのでしょうか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

21年度の実績が6世帯ということで、就労したわけでございますけれども、では次年度以降、今年度も含めまして、どのような形の目標を設定するかということになりますと、なかなか難しいというのが正直なところでございます。たしかにこれまでの20年度の3世帯とか21年度の6世帯ということからいけば、22年度は例えば10世帯というような数字が出てくるかと思えますけれども、そのときどきの生活保護の被保護者の状況に相当に影響されるものですから、なかなか目標が設定しづらいということでここで横棒にしているというのが現状でございます。

○深谷委員

私は、その難しい状況というのわかるんですが、生活保護受給世帯数でケースワーカーの方が21年度6名配置されていて、その中でそういった方々が活動する目標としては働いてもらえるような努力をするという部分なんだろうけれども、努力をするときに目標としてみんな、6人だったら6人が一丸となって、とにかくそういう方々のためにどうにかしようという目標は立てるべきかなと私は思いますので、これは立てた方がよろしいのではないのでしょうか。これは一つ質問にします。

それから、活動指標の中で平成21年度決算実績で9億3,600万円、平成24年度には12億円、約4億円ぐらいふえるということで、生活保護というこの制度がいい悪いではなくて、こういうふうにならないような状況をつくるためにもどうしたらいいのかという部分を考えていかなければいけないのかなとは思いますが、具体的にそうならないための啓発といいますか、世の中の状況に対しての多賀城市としての保健福祉部の努力というのはどういったことがあるのか教えてください。

○内海保健福祉部長

これは非常に大きなテーマでして、生活保護の制度そのものというのが、一番下の方のセーフティネットという形で今機能しているところです。ですから、その辺に具体的な成果目標を置いて、それに近づけていこうという努力が、実は自治体の努力ではなかなか難しいという部分がございます。例えば、生活保護の世帯の中身を調べてみますと、高齢世帯が圧倒的に多いということなんです。ですから、なかなか高齢になりますと就労機会にも恵まれないということがありまして、その辺の方々に対して労働を強いるということ自体もいかがなのかなということがございます。

ですから、年金の制度を含めて、特に今国民年金については納付率が非常に悪くなっているんですけども、そういった意味で、こういった形で社会保障の部分を税金と皆さんの年金の掛け金という形で保険料の部分とをどう絡めて将来に対して仕組みをつくっていか

ばいいのかということについては、我々自治体というよりも国の根幹の制度を決める国会の方でしっかり議論していただくということが必要なのではないかと思います。

ですから、我々はそういった大きなフレームの中で一生懸命できることを実行していくという形にしか多分対応できないのだろうというふうに思っております。

このごろ非常に生活保護世帯がふえているんですけども、我々、ケースワーカー含めて、一生懸命そういった形で、就労可能な人たちに対しては就労を促して、なるべく普通の生活に戻っていただくという努力をしているわけですけども、なかなかそうは至らない方々も現実の中にはいるということ、これは知っていただきたいなというふうに思います。

○深谷委員

その御努力に感謝申し上げます。その中で、私は生活保護についてなぜこのような視点が一つあるかと言いますと、仕事をしてしまうと生活保護が受けられないから仕事をしないという方も私、お見受けしたことがございまして、そういった方自体がおかしいことなんですけれども、そういった方も中にはいらっしゃるということで、生活保護受給が確定してから例えば年に1回とか半年に1回とか、そういった方との面談等に関してはどのようなやり方で行われているのでしょうか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

これには基準がございまして、生活の実態、あと生活保護を受けてからの期間、それによりましてAからD段階まで区分けをしております、例えば月に1回とか、あるいは2カ月に1回とか、そういう形でローテーションを組んでケースワーカーが訪問している。そのほかに、窓口に用事なんかがあったりして来ますけれども、その都度、面談なんかもしているというふうな状況でございます。

○藤原委員長

ただいまから10分間休憩いたします。15分から再開いたします。

午後3時05分 休憩

午後3時15分 開議

○藤原委員長

議事を再開いたします。

保健福祉部次長より発言を求められておりますので、発言を許します。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

先ほど、就労支援に対してどのようなことをやっているのかという御質問で、ケースの訪問ということでお答えをしておりましたけれども、その中でAからD段階までというお答えをしたわけですけども、もう一つございまして、E段階というものがございます。ですからAからEまでということで5段階の格付をしながら、それぞれケースの訪問をしているという状況でございます。

ちなみに、A段階に属する世帯については月に1回以上訪問いたしまして、そして就労指導なんかを行っているということでございます。このA段階に属する世帯と申しますのは、「就労していない50歳未満の者のいる世帯及び就労していない50歳以上の者で求職活動

状況の申告を行わない等特に指導を要する者のいる世帯」ということで、それぞれ各段階別に訪問の格付が決められているという状況でございます。以上です。

○深谷委員

そうですか。議事の進行に御協力と、先ほど平成 21 年度の財源ということでも少しお話ししましたが、24 年度にはさらに 6,000 万円ぐらい上積みして 3 億円ぐらいの予算に計画値としてはなると。そういうふうになりますと、一般財源で税収は減る、何はするというときに、必要な制度としてはありますけれども、ほかの部分で削らざるを得ないという状況が出てくることは、しょうがないという気持ちと、どうにかならないのかなという気持ちと、やはり両方あるわけですので、ケースワーカーの方々のさらなる御努力と、言葉は悪いですが、働けるのに働かないというそういう部分も多少なりとも……、仕事がないと言われればそれまでなのかもしれませんが、仕事を選ばなければ仕事は幾らでも、探そうと思えば人間努力すれば探せるのかなというふうに思いますので、そういった部分も含めて今後とも生活保護の推移については見守っていききたいなというふうに思います。

それともう一つ、すみません、これに付随して、先ほど最後のセーフティネットという部分がありました。前回の市税のときにも私これ言ったように思いますが、中間のセーフティネットの部分で社会福祉協議会に委託している部分、あと県の方でやっている部分ということで、間で生活保護は受けたくないんだと。ただ、5 万円、10 万円のお金を貸してほしいんだというときに、もう少し簡単な申請で、それがあれば生活保護を受けなくて済むんだと。おれは生活保護を受けたくないんだという方々も中にはいらっしやいますので、そういった方々にすぐにそういう制度、こういうのがあるから、これを利用してちょっとのいでくださいというような、本当に簡単にそういうことができるようにすることも、生活保護の扶助費をふやさない一つの施策になるのかなというふうに思いますので、そういった部分、社会福祉協議会と連携を図りながら御努力していただければなというふうに思います。

○藤原委員長

答弁は。

○深谷委員

マイクを立ててくださったので、部長から一言いただきたいなと。

○内海保健福祉部長

どんな制度をつくったらいいのかという部分につきましては、なかなか一自治体の考え方をどうのこうのというふうな話にはならないかと思えます。ただ、今生活保護の制度だけでそういった状況に陥っている人たちを本当に救っているのか、あるいは再起を促すための仕組みとして制度がうまく機能しているのかということになってきますと、我々としてもちょっと疑問なところがあるのかなと。ですから、それらを補うための仕組みとして自治体ができることが何であるか、あるいは住民の方々が協力してできることが何であるかということも含めて、社会全体としてこの問題については考えてまいりたいというふうに思っております。

○森委員

まず資料 7 の 25 ページ、これは交通安全対策啓発事業についてであります。それから、もう 1 点が 55 ページの 13 番、お元気ですか訪問事業に要する経費、それからもう 1 点が 60 ページの家庭児童相談室に要する経費です。

まず最初に、25 ページの交通安全啓発事業なんです、これに相對しまして行政評価の取り組みの 26 ページ、27 ページ。実はきのうも事故があったんですが、自転車でございます。自転車について、行政評価の取り組みにもあります。私だったかなと思うんですが、一般質問をしております。21 年度について自転車事故、いわゆる加害者になったり被害者になったりという件数、把握してございますでしょうか。

○鈴木交通防災課長

全体では 245 件でございますが、自転車に関するものは 58 件になっております。

○森委員

非常に割合的には多くて、245 件中 58 件。たまたまこの対策で、保育所、幼稚園、学校、小学校まででしたかね、講習をやったりということでございました。多分この 58 件の中で被害者、加害者として割合が多いのが中高生に移行しているような気がするんですが、その辺、どのように把握してございますでしょうか。

○鈴木交通防災課長

大変恐縮です。今そこまでの資料ございませんので、のちほど確認したいと思います。

○森委員

では、事故の時間帯であります。実際、時間帯というのが通学時間でありまして、中学校では許可されているもの、自転車通学ですね、高校でも許可されているものだと思います。ということで、非常に飛ばして走っているところがございます。市当局の方でも、市内の子供たちからおじいちゃん、おばあちゃんまで、被害者になったり加害者になったりということでございますので、この辺の通行帯の問題もありました。経費がかかるということで、多分なかなか対応が難しいのではないかとというふうな疑問をしたのを覚えているんですが、一番お金のかからない講習、改めてまたこれを深めていただきたい。ましてや、もう一つ、市民でございますので、高校生であったり社会人であったりというふうな対応が必要だと思うんですけれども、その辺の対応を伺いたいと思います。

○鈴木交通防災課長

確かに森委員おっしゃるように、高齢者あるいは子供、幼稚園、小学校、この辺はいろいろな機会をとらえながら、女性の指導隊もありまして、結構やっているかなという感じはしておりますが、今言われた中高生、やっぱりちょっと薄いのかなという感じは持っております。その辺も含めて、今後また考えていければいいかなと思っております。

○森委員

きのうも高校生だったような気がします。直接見ていないのでわからないのですが、高校生のようだった。その前にも同じ場所だったんですが、場所にも問題があるのかもしれませんが、高校生が通学時に車との接触でした。ということで、これは多賀城市民であろうがなかろうが本当は命に差はないものですから、その辺のところでは高校であれば各高校にも通達を出していただくようにぜひお願いしたいと思います。これに関しては答弁必要ございません。

次に、55 ページのお元気ですか訪問事業に要する経費でございます。これにつきましては、昨今、高齢者の方々が行方不明になったり所在が不明であったりというふうな報道がありました。ということで、ここで説明の中で年 1 回から 2 回訪問すると。虚弱な方に対して

は2回から4回。ひとり暮らし世帯が1,853件、不在が856件。不在の方に対しての再訪というのはどのようにされているのでしょうか。

○松岡介護福祉課長

お答えいたします。

こちらの方に掲載させていただいております延べ訪問件数、不在の件数でございますが、これにつきましては、例えばお1人の方に2回、3回と例えば複数回でお邪魔した際に、例えば2回目にお会いできなかった場合もございます。そういったものを不在の件数というふうに載せてございますので、必ずしもこの方々とお会いできないということではございませんで、訪問した複数回の際にお会いできなかった回数ということでございます。

○森委員

ということで、1,853件訪問されて、全然会えなかったという方はいらっしゃるのでしょうか。

○松岡介護福祉課長

この訪問事業につきましては、安否を確認、あるいはその後の生活の状況を確認するということとお伺いしておりますが、中には例えば買い物であったり、あるいはお仕事をされている方も中にいらっしゃいますので、そういう場合には例えば御近所にお伺いをして、お変わりないですよとか、お仕事で出かけていますよという形で、お会いできませんが、そういった形で状況が確認できればということもございますので。ただ、基本的にはお会いすることにしております。ですので、例えば長期間にわたってお会いできなかったとか、そういったケースはないというふうに確認しております。

○森委員

恐らくひとり暮らしの人に多いんでしょうが、長期間にわたっての入院、あとは親戚のところへ行っていたというふうなことで、なかなか個人情報であったり、また今それを飛び越えてまでも生命の安心・安全を守ることが言われています。極力これは続けていただきたいと思えますし、お年寄りをまずきちんと見て、地域でも見ていっているということを今ちらっと聞いて安心したり、あとはそれをきちんと継続していただければと思えます。

では、最後です。家庭児童相談室に要する経費でございます。ここで虐待の件数がございました。38件が20年度、31件。回数も減っている、件数も減っている。これに関しましては解決したのでしょうか。解決したことで減少なののでしょうか。年度で新たな数として出てきたものなののでしょうか。この辺のところを伺いたいです。

○但木こども福祉課長

昨年度の児童虐待の件数、今委員おっしゃいましたように38件から31件に減少しておるということですが、引き続きといいますか、そういったことではなくて、今回の児童虐待の例えば通報があった例が45件ございまして、そのうち虐待と認められるものが31件あったという状況でございまして、虐待の種別もいろいろありますけれども、身体的あるいは心理的というものが多という状況でございまして、以上でございます。

○森委員

虐待も乳幼児から児童までと幅広い子供たちが犠牲になっているようです。そういう部分では、もう前から私も質問しておりますし、ほかの議員の方々も質問しております。事あるごとにこれが問題になっております。ある新聞では、これは事あるごとに法の改正があったり、どんどん、どんどんこれについては取り上げていくことが大切なんだということ。要はネットワークがどんどん、どんどん深まっていくことが大切なんだというふうな報道もありました。ということで、縦、横、斜め、ネットワークが非常にこれは密であると思います。法改正も随分となされておまして、子供たちを守ろう、乳幼児を守ろうという機運が高まっております。多賀城市では、今の報道、随分と続いているんですが、やむところなく、また現状も非常に減少しているとはいえ現実的にある。まず、この辺の対応、いま一度伺っておきたいと思います。

○但木こども福祉課長

児童福祉法の改正などもございまして、多賀城市でも要保護児童地域対策協議会というものを平成17年11月に設置いたしまして、さまざまな関係機関がかかわり合いながら、ケース会議であったり、個別会議であったり、また実務者会議というものを開いて、まず情報の共有を図るということで対応をしております。

また、新聞報道等でありますように東京の江戸川であったり大阪であったり、児童虐待の痛ましい報道がされているわけなんですけど、そういった意味で児童相談所も、厚生労働省もそうですが、虐待の疑いがあるという通告を受けましてから48時間以内にその安否を確認すると。児童相談所の職員が実際にその目で見て確認するよという通知も自治体に出しまして、児童虐待の防止といいますか、早期発見に努めるという状況になっております。

○森委員

前にもお話ししたと思うんですが、非常にこども福祉課の対応、私も実体験をさせていただきまして、子供を守っていただいたという経緯がございました。多賀城市の対応、親からすると、なかなか理解してもらえない。例えば一時保護してきました、これに関して文句を言う親もいました。ただし、子供の生命、安心・安全を守るためには、そのことは必要であるということで、その連携。要は、なぜ一時保護したのかということがまずきちんと説明される。親がどうこう言おうが子供の命は守るところで、非常に感謝した覚えがあります。

ということで、児相の数が少ないというふうに言われております。ただ、窓口といたしましては、あらゆる部分での窓口を広げていただいて対応していただきたいと思います。以上でございます。

○相澤委員

3点お聞きいたします。まず第1点は、資料7の19ページ、中心市街地活性化事業に関する経費についてお聞きします。第2問は、同じく22ページ、行政評価の推進についてお聞きします。第3問は、同じく資料7の23ページ、電算機業務処理及び運営管理についてお聞きします。

まず、第1点目、資料7の19ページ、ここに(2)として中心市街地活性化基本計画の見直しという項目がございます。それで、これは行政評価の資料では1の82ページになるのではないかと思います。まず最初に、今後これはどのようにしていくのかお聞きいたします。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

ただいま御質問をいただきました中心市街地活性化事業ですが、事務事業評価の冊子1の82ページ、この表でございます。中心市街地活性化基本計画の見直しというところで、21年度事業といたしまして中心市街地活性化協議会、これは法定の協議会になるんですが、その設立のための準備会を設けまして、そこで先ほど節の中で御説明申し上げました助言診断事業というものを行ってまいりました。その助言診断事業のプロセスやそこで抽出された課題等を踏まえた上で、今後駅前中心市街地の活性化に向けての計画の見直しを進めていくという作業をしているところです。

今後のスケジュールといたしましては、今年度中、つまり平成22年度中に中心市街地活性化基本計画の再構築をしたいと思っております。中心市街地活性化協議会、先ほどお話しした法定協議会は、こちらの方は多様な主体の参画と議論の場ということで法定された協議会でございます、その法定協議会においてこの基本計画が一体どのような方向性を担保すればいいのかということも詳しく議論をした上で見直しの作業を進めていきたいと思っております。翌年度、平成23年度にこの基本計画の大臣の認可を受けたいと。これは内閣総理大臣の認可になってございます。23年度中に認可を受けて、その基本計画に基づいて今後中心市街地の活性化に向けた事業を行っていきたいと考えてございます。以上です。

○相澤委員

その行政評価の1の82ページに活動指標というのがありまして、当初70という数字があって、平成21年度はですね、ところが実績としては30という数字が出ているわけですけども、これは何がどうなったのでしょうか。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

こちらの方、当初計画では70%を見込んでおったところ30%というところで、実は中心市街地活性化法定協議会の設立準備会の方で先ほど申し上げました助言診断事業を行う際に中心市街地の活性化に向けた課題が数多く抽出されまして、その課題解決に向けたいろいろな議論が、掘り下げてやったものですから、ちょっと時間がかかってしまったというところがまず第1点でございます。

もう一つは、法定協議会を立ち上げて基本計画の見直しに当たっては、そこから意見聴取をすることということで法定事項になっておりますが、実は法定協議会の方がまだ準備段階途中で、設立の方まで至っておりません。こちらの方の設立に至らない事情でございますが、まず法定協議会の構成員なんですが、まちづくり会社を構成員とすること、これが必須事項となっております。そのまちづくり会社については法人であることが条件とされております。そのための条件整備をただいましているところで、そちらの方の準備段階だということでございます。

それから、中心市街地活性化基本計画については、いずれ法定協議会の意見を聴取してつくるというところでございますので、協議会と同時並行で進めなくてはいけないというところで、この計画見直しの進捗率が70%の半分に満たない30%で終わったというところでございます。

○相澤委員

これはまちづくりのソフトの面まで及ぶわけですね。そうすると、今お話のあったまちづくりの会社というのは、1社だけでなく、ある程度の範囲を含むことを想定していますか。広さはどのぐらいを想定していますか。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

中心市街地のここですべて言っている区域なんですけど、まずは平成13年に策定した中心市街地活性化基本計画というものがございまして、今その基本計画の見直しをしようというところなんですけれども、その13年に策定した区域では、まずは区画整理地内で約8ヘクタール、それから駅周辺地区の南側の商業区域、そちらもまぜて約18ヘクタール、それからその周辺の都計道路の高崎大代線とかに囲まれた区域があるんですけども、そちらの方がまぜて約10ヘクタールなんですけれども、合計36ヘクタール、こちら周辺市街地の区域として計画上位置づけております。そちらの方の中心市街地の中でにぎわいと活性化を創出する、そういったものを予定しております。

○相澤委員

ここに計上されている金額は約2,000万円。違いますか。計画の中で活動指標の中の、違うのかな、これは。200万円かな。平成24年度に200万円という項目がありますけれども、これはどういうことに使おうとしているお金ですか。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

活動指標の24年度記載のAの欄の200万円ということですか。こちらの方は、中心市街地活性化協議会、いわゆる法定協議会に対する活動の補助金を想定しております。

○相澤委員

今の回答を聞きますと、活動の補助金で200万円でしょう。そして、平成23年度に大臣の認可をいただくわけでしょう。そうすると、まちづくりの姿が見えてくるのはいつごろなんですか。にぎわいのある町が見えてくるのは、いつごろを想定しているんでしょうか。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

現計画、13年度に策定した中心市街地活性化基本計画でも、ハード、ソフト両面から中心市街地のにぎわいのビジョンというものを示しております。そのにぎわいのビジョンを踏まえた上で今回見直しをするということとで、現在、ソフト面を中心に計画の見直しをしているところなんですけど、23年度の認可を受けるために今年度法定協議会の設立をして、皆さんでビジョンを共有して、駅前のあるべき姿をあらわにしたいと思っております。したがって、今年度末あるいは23年度の認可取得時までには駅前の新たな計画のビジョンというものが明確に皆さんで共有されるという形で考えております。

○相澤委員

ビジョンが計画されているだけで見えてこないという受け取りを今私はしました。若干遠いなという感じがします。次にいきます。

同じく7の22ページについてお聞きします。22ページの上の方に(2)行政評価の推進への取り組みという項目がございまして、たしか説明のとき、281事業があって、来年には800事業にしていくというような説明があったと思うんですけど、行政評価をいつ、どのような形で明確に一覧みたいなものが出てくるのでしょうか。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

御質問の件ですけれども、来年度、全事務事業について事務事業の評価を行う予定としております。現在のところ、五次総の施策、基本事業の体系に合わせて今後事務事業がどの施策にぶら下がっていくかというところの作業を進めていくわけになりますけれども、その作業等が終わりましたら、体系の一覧になったものをお示しできると考えております。

○相澤委員

行政評価の取り組みでは2の90ページのところでよろしいですか。照合するとすれば。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

行政評価の取り組みでは、ただいま申し上げた2の90ページでございます。

○相澤委員

では、新たに出てきたときにさらに詳しくお聞きしますので、きょうはその程度にして、同じく7の23ページをお聞きします。電算機業務処理及び運営管理、予算が1億3,162万1,000円、決算が1億3,076万8,000円となっていますが、これは電算機を今後変更しようとする取り組みをやっているわけですね。それで、従来と比較してどれぐらいの効果があったのかお示ししてください。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

ここに載っている数字は、実は新しいシステムにつきましては22年10月から移行いたします。ここに載っているのはあくまでも21年度の決算の数字でございます。新しいシステムの移行の経費は入ってございません。22年度につきましては、9月いっぱいまでは古い現在のホストコンピュータを利用しますので、その分の半年分、それから10月から来年3月までの新しいシステムの半年分については22年度の方の数字として出てまいります。

○相澤委員

そうすると、行政評価の取り組みは、これは2の93ページぐらいになるんですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

新しいシステムのやつは94ページの方に載せてございます。

○相澤委員

この計画によりますと、そうすると、今後この計画どおりにいくと大幅に人数が減っていくという見方でよろしいんですね。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

人数が減るというのではなくて、実は今回5年間の債務負担行為を設定してございます。現在のシステムは年間に直しますと約1億6,000万円ほどかかっています。これが本年10月から移行するわけでございますが、23年度につきましては全額移行しますので約1億9,000万円ほどの経費がかかります。ただ、これは新しいシステムに移行するデータの移行費も入ってございますので、導入の一時経費も入ってございます。ですから、例えばリース期間が終了いたします5年後の平成27年には、通常の経費としまして約1億円ぐらいを見込んでおりますので、将来的には7,000万円ぐらいの削減効果が出てくるという見通しでは見てございます。

○相澤委員

行政評価の2の94ページにありますこの数字ですね。そうすると、活動指標というのが21年度は2,922で、22年度が1,000で、23年から0と。この辺が効果が出てくるだろうと見ていい数字ですね。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

経費面以外に、例えば法制度の改正とかそういういろいろな改正について今回サーバーシステムを使いますので、今まで職員みずからやっていたそういう時間は当然削減されます。そういうこともらんで、人工的にはそういう数字を立ててございます。

○相澤委員

当然、そういう点では、若い優秀な頭脳的な業務に携わっている人たちのコースというのが浮いてくるわけですね。違うんですか。直接コースは浮いてこないんですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

ちょっと質問の趣旨があれなんですけれども、例えば今各課の方にそういう電算処理に詳しい職員が何名か配置してございます。そのほかに総務課の中の情報推進係ということで、そこに専門の方々約5名ほどございますが、新しいシステムが移行になった場合、そういうことの専門職の削減効果は出てくるのかなという感じはいたします。

○佐藤委員

4番の32ページです。一般管理費、再任用のところでお尋ねをいたします。

ことしもたくさんの方が退職をされまして、再任をされた方もあれば、独自のライフスタイルを選んだというような方もいらっしゃると思いますが、再任用のあり方というところで、何か方針がありましたら。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

ことしの3月に退職された方々、二十五、六名ございますが、再任用という形では雇用はしてございません。庁内にはそういう職員はございません。制度としては再任用制度はございますが、現在多賀城市では再任用制度で職員を採用しているということはございません。というのは、再任用制度は当然定数の管理に並行してきますので、今現在は再任用制度は採用してございません。

○佐藤委員

再任用制度ではなかったんだ。どこか出先に行った方もいらっしゃるという意味では、仄聞をしますと、そういうところの適材適所だったなと思うところもたくさんありますから、私別に個人的にはどうということないんですけれども、残っている職員の方とか、あるいはさまざまところで、どういうふうにして決めているのかなという透明感というか、そういうところで疑問を投げかける人たちもいるというようなこともありまして、職員との意見のやり取り、今いる人たちも含めて、明らかにしているとか、わかりやすい方向性で示していかないと疑問符だけが残ってしまうというようなことがあるやにお聞きしているんですが、そういうことはないですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

例えば、外部のいろいろな機関から、定年する職員の中で、こういう職種がございまして、だれかいませんかという問い合わせは当然来ます。その際は、我々は定年を迎える職員の方々に一応希望は確認をします。その希望を確認した上で、例えばことしの4月には市の外部の機関に再就職した方がございますので、決して今佐藤委員が発言したそういうことはないのかなということで進めてございます。

○佐藤委員

長い間在職して、そしてやめていくということは、だれしものがたどる道なんです。その先でまた気持ちよく働けるとか、いろいろないい思い出が役所にあるとか、そういうことにつながっていくと思いますので、これからもそういうところでは透明性を確保しつつ、みんなにもよくわかるような仕組みとか、そういうところできちんと残していったいただきたいというふうに思うんです。制度というものが無いとおっしゃっていましたが、話合いというのが退職する人にも残って働く人にもわかるようなありようが大事ではないのかなというふうに思うんです。ですから、そういう方向でこれからも仕組みづくりに一生懸命頭つかっていただきたいと思いますけれども。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

現在、再任用制度はございます。たまたま多賀城市はそれをまだ実施していないということでございます。

それから、最近国の方では定年の延長も視野に入れて、今人事院の方で制度の構築に向けて進めているわけでございますので、その辺も当然視野に入れながら、今後の再任用制度のあり方等について調査研究してまいりたいと思っております。

○佐藤委員

透明性確保のために、ぜひ頑張ってください。

次、42 ページです。戸籍住民基本台帳で、大変この夏、暑さとともに話題になりました、100 歳以上の人たちが行方不明だというようなことで、多分、住基の係の課長は調べておられると思うんですが、多賀城の実態を調べていたところでお聞かせいただければと思うんですけれども。

○加川市民課長

100 歳以上の住民基本台帳に何人いるかということだと思いますけれども、8 月末現在で 6 名でございます。内訳として、女性 5 名、男性 1 名でございます。

○佐藤委員

それだけの人数だと。もっとたくさん、全国では相当な数がいそう、これをきちんと整理していくには法務局のところでの確認も大事だというお話もあったんですけれども、一定の期間で見直していくという方向性にはあるんでしょうか。整理していくという。

○加川市民課長

先ほどお答えしたのは住民基本台帳に載っている方で 100 歳以上ということだったので 6 名と答えただけでございます。今問題になっているのは戸籍に記載されている方が何名だということだと思いますけれども、多賀城に戸籍のある 100 歳以上の方は 40 名でございます。40 名のうち多賀城市の住民基本台帳に登録している方は 3 名でございます。残り 37 名の方については戸籍の付票に記載のない方が 32 名、付票に住所の記載のある方が 5 名です。

今問題になっているのは 32 名の付票に記載のない方ということなんですけれども、10 月 9 日、法務省の方から戸籍の削除について基準が示されました。その内容は、今回のこういう問題について削除の対象とする年齢は、生死及び所在につき調査の資料を得ることのできない方、これは 120 歳以上の方を対象に今回削除するということが方向性がありましたので、これから多賀城市の 120 歳以上の方について、法務局と協議しながら、削除に向け

て作業をしたいと思っています。（「9月9日ではないですか」の声あり）失礼しました、9月9日でございます。9月9日で法務省の方から指示がありました。

○佐藤委員

折に触れて一定の見直しは必要かと思っておりますので、整理をしていきながら、きちんとした数字を確認していくことが大事かと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、主要な施策の成果の7番の15ページなんですが、入札の方法です。確認になるか質問になるか。多賀城市では、入札において最低制限価格制度というものを導入しているのでしょうか。

○阿部管財課長

お答えします。

多賀城市については、最低制限価格は導入しております。最低制限価格制度は、工事の請負に係る競争契約において一定の基準価格を下回った入札があった場合に、当該契約の内容に適した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合に、その入札を失格として排除する制度で、地方自治法により認められている制度であります。

当市における最低制限価格の設定水準は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会における工事請負契約に係る最低入札価格調査基準、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、これが示している範囲内の割合で、契約ごとに、その都度に設定しております。

○佐藤委員

わかりました。それが適用される仕事の中身、業務というか、工事だけですか。

○阿部管財課長

建設工事において設定しております。

○藤原委員長

10分間休憩いたします。再開は4時12分。

午後4時00分 休憩

午後4時11分 開議

○藤原委員長

予定時刻前ではありますが、全員おそろいですので、議事を再開いたします。

最初に、先ほど森委員の質問に対して保留していた回答がありますので、交通防災課長より答弁をさせます。

○鈴木交通防災課長

先ほど交通事故の件数の質疑で、自転車に絡むものが58件、その内訳の中に中高生の分が出るのかということでございましたが、警察の方ではそこまで出しておりませんので御了解いただきたいと思います。

○藤原委員長

出していないので、御理解くださいと。

では、佐藤委員の質問を認めます。どうぞ。

○佐藤委員

結論を言いますと、何を言いたかったかという、この制度の対象範囲を工事業だけでなく物品の購入とかそういうところまで少しずつ広げていくという方向性は検討しているのかということです。

○阿部管財課長

現在のところ、工事の品質、公共で調達するものの品質を確保するために、今現在は工事の方にのみ最低制限価格というものを設定しております。これは、工事ですと当然、物品と原材料が発生しますので、暗に低価格であれば、それらの品質が損なわれるおそれがあるという観点で最低制限価格を設定しているものであります。

御質問の、請負契約以外、委託契約の業務等については、前例として千葉県の野田市で公契約条例というものを2009年9月30日に公布されております。本年の4月1日から適用になっているようですが、国に先駆けて制定しているんですが、かなりの問題があるということもまた明らかになっております。最低賃金額を上回る賃金を支払う義務を条例で独自に課するのは労働条件に関する基準は法律で定めるとした憲法27条に抵触するのではないか。優越的な地位を利用して不公正な取引を禁ずる独占禁止法や最少の経費で最大の効果を求める地方自治法の規定に反するおそれがある。これらは、厳密な法解釈ではグレーゾーンであるということ。ゆえに、裁判でなければ決着がつかない問題があるというままだに施行されているというのも野田市でも明らかにしております。

なぜこれらがグレーゾーンがあるのに施行したのかと言いますと、これらを解消するためには、一自治体の取り組みで公契約の問題を解決することは難しい。根本的な改善には法整備が必要であり、国に働きかけていくのが公契約条例の制定の真のねらいということで制定されたということになっております。

当市においては、これらのさまざまな問題があるために、趣旨は理解するものの、さまざまな問題を抱えているため、今後の動向を注目していきたいと考えております。

○佐藤委員

今課長は、私の質問の先取りをして回答をしてくださいました。そこに行くときには私もう一回ぐらい質問しなければ今返事が出てこなかったんです。それは改めて質問しますけれども。

国土交通省も最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度の適切な活用についてという文書を出していきまして、自治体に対して契約ごとに地域の実情に即し予定価格の9割までの範囲で最低制限価格を引き上げることや最低制限価格の対象範囲の拡大などを求めているということがあります。ぜひこれをあきらめないで、安いことはいいことだということではなくて、きちんと適正な価格で買うことによって、あるいは工事を出すことによって、そこに働いている人たちが適正な賃金をもらえる、いい労働環境の中で働くことになるんだということを踏まえれば、こういうことも今の社会の中では重要なのではないかと思いますので、追求していただきたいと思います。

次です。私は、そこから先に今の話をしたかった。さっき千葉の野田市の話をなさいましたけれども、今、宮城の最低賃金は全国最低の水準にあると言われる中で、生活保護の給

付も下回るぐらいの賃金で、うっかりすると 600 円未満で働いている人たちもいっぱいいるという状況の中で、賃金を引き上げていく、そういう努力を役所自体も、地方公共団体もしていかなければならないと思うんです。そういうところで、どういうふうにかにかかわられるかという、地方自治体が発注する公共工事に最低賃金、このぐらいは払いなさいという条件をつけていくことも大事なことはないかと考えました。例えば、障害のある方を何人雇っているか、あるいは女性管理者が何人いるかということも条件の一つにしなければいけませんとか、私前に言ったことがあるような気がするんですけども、あるいは ISO の数値のクリア目標を達成しているところとか、いろいろ条件ありますよね。そういう中で働く人の賃金はこれぐらい出さないとということを派遣の人にも適用する、臨時の人にも適用するという点では、そういう仕組みをきちんと自治体がつくっていくことは重要なことではないのかというふうにお聞きしようと思っていたら、その返事を先にいただいてしまったんですけども。ということで、改めて、この先に向けて検討の必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○阿部管財課長

ちなみに落札率なんですけど、最低制限価格、国で定める基準があるんですけど、平成 21 年度の実績として、125 件発注した工事の中で平均の落札率は 93.61%という数値になっております。これから見ますと、決してダンピング等が懸念される低い数値ではないと認識しております。委託業務についても、先ほど先に言ってしまったんですけど、野田市の動向を注目しつつ検討していきたいと考えております。

○佐藤委員

さっき課長が説明したように、さまざまデメリットもあるようです。しかし、そのことに注目して問い合わせる自治体もたくさんあると報道されております。ですから、デメリット、メリット、いろいろにらみながら、ぜひこの不況の中で少なくとも自治体にかかわる工事をした人のお給料が最低賃金などを下回ることはないような、そういう仕組みを皆さんで検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中村委員

私の方は、資料 7、19 ページ 4、男女共同参画推進事業費についてでございます。まず、当局は男女共同参画推進基本計画策定に向け学院大の御協力を得て鋭意進めていることに評価するものであります。それで、具体的に 2 問お願いします。

具体的な広報、啓蒙活動について。昨年、8 月 29 日に男女共同参画フォーラム 2009in 多賀城では、川島隆太先生の基調講演に続いてワークバランスについてパネルディスカッションが開催され、男女共同参画の事例紹介がありました。そこで、質問します。まず、それぞれの内容と、広報、啓蒙活動の効果をどのように評価しているのでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

まず、川島先生の講演の内容でございますけれども、こちらにつきましてはワークライフバランスということで、要するに男は仕事、女は家庭ということではなくて、バランスのとれた、仕事だけでなく家庭も大事にする。それは男女性別関係なく、そうすることが大事であるということ。川島先生は実は脳科学の先生なので、その脳科学の方のいろいろなデータをもとに、おもしろおかしくいろいろお話をされたということで、私たちにとっては物すごくわかりやすく、とてもよかった。結局、差別だとか区別だとかそういうことではなくて、やはりバランスのよい。もう一つは、そういう生活をしていると人間の脳

というのは非常に安定しているんだということを映像などをもとに御紹介いただいたということでございます。

その後に行われましたパネルディスカッションなんですが、これにつきましては多賀城市からもソニーの方からの実例ですとか、3団体の方々に来ていただきまして、それぞれのお立場でワークライフバランスについてのお話があったんですけども、これまた非常に実例をまじえながらおもしろいお話をいただきました。この日は600人ということで、たくさんの方々に聞いていただきましたので、効果があったのではないかとは思っております。内容的にはそういうものでございます。

○中村委員

私も同席して拝聴させていただきました。非常にいい話だなと思っております。これから期待できるなと感じております。

次に、2番目、男女共同参画推進基本計画策定の進捗状況についてお伺いいたします。男女共同参画推進基本計画策定準備のため、平成20年、市民を公募し、市民と職員がその委員になり、東北学院大からアドバイザーとして2人の先生の参画をいただき会議が開かれています。まず最初に、その市民の人数、それから男女構成、それから男女の年代はどのようになっているのでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

まず、人数ですが、11人でございまして、うち男性が3人、女性が8人でございます。年齢については、お聞きしておりませんので、わかりません。

○中村委員

同じように、先生はどんな方なんでしょうか。別に私疑うわけではないんですが、何年前、学院大で県主催の開放講座で男女共同参画社会についてお話しされたことがあるんです。それでちょっと疑問を持った点もありましたので、どんな先生方なのかお聞きさせてください。

○片山地域コミュニティ課長

まず、お1人方は経済学部共生社会経済学科の増田周二先生。多賀城市内にお住まいの先生です。この先生は現代社会問題論というのが専攻でございまして、ドメスティックバイオレンスですとかサブカルチャーとか、広い分野で専攻していらっしゃる先生でございます。それから、もう1人方は女性の先生、熊沢由美先生、准教授ですが、これまた共生社会経済学の先生で、専攻としましては社会保障論の先生でございます。以上です。

○中村委員

先ほどの開放講座でお話しされた先生ではありませんでした。コメントは避けます。

次に、2番目として事務事業評価には職員研修とありますけれども、この研修内容はどんなものなのでしょうか。

○藤原委員長

中村委員、問題意識がよくわからないんですけども、どういうことを問題にして、何をただしたいのかということなんですけれども。

○中村委員

男女共同参画社会には、女性の社会進出を促進する等のメリットがありますが、半面、デメリットもあります。懸念されるデメリットとしては、家庭の崩壊等が考えられます。平成17年に提出された第2次男女共同参画基本中に施策の基本方針と具体的施策の中の5番目に、男女の職業生活、家庭・地域生活の両立の支援等があります。本市では、基本計画の具体的な目標及び方向性をどのようにお考えなのでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

男女共同と言いますと特別な響きがありますがけれども、基本的には男女平等と言いますか、人間平等というふうに私たちは考えております。一番大きな動きとすれば、当然、1946年に日本国憲法が発布されたことが大きな流れだと思います。ただ、その後、国際社会の中でも日本がなかなか胸を張って男女共同のいろいろな条約に批准できない状況があったことから、1997年、要するに出してから50年後に、あえて前文を伴った極めて特殊な法律をつくったということがありまして、そういう形で進めざるを得ないような状況が背景としてあったということがございます。

ただ、いろいろな意見、中村委員おっしゃるとおりありますけれども、先ほど申し上げましたように、市民の方々ともお話をしている基本は、いろいろな意見があってもいいのではないかなんてです。それが共同、平等だということなので、私たちが基本計画策定の前提としているものは、私たちと言った場合は、それは男・女、あるいは老いも若きも関係ない、あるいは障害があるとかないとか、国籍がどこであろうがかかわりなく、多賀城にお住まいの方がひとしく平等に、その人なりの人生をきちんと享受できるような社会を目指そうではないかというのが大きな基本になっております。そして、いろいろな違う考えの方々も認め合おうではないかということが一番大きな基本なのではないかと思っております。

○中村委員

男女共同参画基本計画計画第2次、これは家庭の重要性を特に入れたやつが出ているんですけども、それで私質問させていただきました。

最後に、今後どのように進めていくのでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

平成20年から進めてきておりますけれども、基本構想をみんなで考える。要するにどういう方向性。今申し上げましたそういう方向性をつくるまでには、いろいろな多賀城市における現状とか課題とかあるべき姿、そのギャップをどうやって埋めていくのかということ。いろいろなみんなで意見しながらある程度の形をつくっておきまして、それに基づく施策と言いますか、具体的なことをどうしていくかということ。昨年までにつくっておるんですが、折しも今委員お話ありましたように、国の計画が第3次計画の見直しをしている、それから、それに伴って県も2次計画をやっている。それから、多賀城市では第五次総合計画もあるということなので、それらの動きと連動しなければいけないということで、それらの検証をずっとしていきまして、基本計画の案の状態を市民の皆さんに、中身を議論しているというところで、これらにつきましては、今の予定なんですけれども、10月までにはある程度かためて、そして皆様にも説明会をし、それを経て市民の皆さんからの意見も聞いて、来年の4月から計画が実行できるようなという流れでおります。

ただ、この計画については、当初予定したより非常に時間がかかっています。でも、それは私は必要な時間だと思って、必ずいつまでにつくらなければならないという計画ではな

いのですが、みんなが納得できるような計画にするためには、この過程の議論をとて大事にしておりますので、そういう流れで今ここまで来ているということでございます。

○昌浦委員

まずもって、議案第 51 号関係追加資料、朝お願いをして、早速つくっていただいてありがとうございます。

まずもって、この資料をどうして必要としたかと言いますと、年を追うごとに部長相当職がふえているのではないかなと漠然としたものですから、明確に 5 年間という年を切って資料としてつくっていただいたんですが、17、18 年度は 7 人だったのが、3 年ごとに 1 人ずつふえているんです。部はそんなにないですから。まずもって、2 点お聞きします。部長相当職にあられる方が 21 年度では 11 人だったと思料します。部長以外にどういう役職名で部長相当職の方が張りついていたのか、1 点。2 点目です。どうして年を追うごとに 1 人ずつふえていてって、ふえた理由というのは一体何なのか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

それでは、1 点目の御質問でございます。部長以外の職名、これは正確には補職名でございます。21 年度につきましては、部長は 7 名でございます。申し上げますと、市長公室長、総務部長、市民経済部長、保健福祉部長、建設部長、なお、建設部長は下水道部長も兼務してございます。それから、副教育長も部長扱いでございます。それから、議会事務局長。そのほかに理事職がございます。これが 4 名、理事職が庁内にいますということでございます。

それから、数字の経緯でございますが、実は平成 18 年度までは 7 名でございました。19 年度に機構改革をしてございまして、新たに 19 年度から市長公室をふやしてございます。それから、20 年度につきましては教育部を廃止しまして、新たに教育委員会の中に副教育長という職を設け、それを部長相当職にしてございます。それから、学校教育課長、今割愛人事で来てございますが、この方は県の教育委員会の方から来るわけでございまして、当然給料は教育職ということでそれなりの給料をもらっている方でございますので、一応部長扱いということで、たまたま発令自体は理事でございますが、部長相当職にしてございます。そんな数字の経緯でふえているということでございます。

○昌浦委員

わかりました。ふえた理由というのは機構改革によるところが多いということでございます。機構改革はいいんですけれども、ピラミッド型のヒエラルキー階層なんです、多賀城市の職の階層というのが。これはやっぱりフラットな職階というのかな。1 例挙げると、町役場時代は、課長、課員だけなんです。昭和 46 年 11 月 1 日に市制施行と同時に係長職というのを初めて置いたんです。それからずっと今までも参事とか理事とかいろいろな、主事以外に主幹がふえたりというふうに、どんどん職名がふえてきていて、ただでさえ覚えるのに苦労するんです。主幹兼何々係長とか。それはまだいい方で、いろいろな補職名と言ったらいいのか、どんどんふやしている状況なんです。21 年度に職階制度というのを単純明快にするみたいな取り組みというのはやったのでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

実は、職員の職務の級の分類でございまして、規則で定めてございます。職員の職務の級の分類の基準となるべく職務の内容等に関する規則の中で随時、例えば機構改革とかあった場合に、この規則を改正しまして、例えば先ほど申し上げました教育委員会の学校教育

課長については部長級ですと。そういう扱いの中で取り組んでございますので、よろしく御理解を願いたいと思っております。

○昌浦委員

半分理解と半分できないです。要は、余り何段も、いわば決裁印を押す人をふやさないような努力というのを21年度されたのかというのを私は力点を置いて聞いているんです。そして、ちょっと後段それに近いような御回答があったんですけども、もう一度具体的にお願いしたいんですけども。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

申しわけございません。ちょっと回答が舌足らずで。

組織の簡略化という意味だと思いますが、確かに決裁区分からいきますと、例えば主幹兼係長、そういう決裁区分にはしてございません。あくまでも市長、副市長、それから部長、次長、課長、係長ということで、ライン的なものは全然変わってございません。その辺だけは御理解願いたいと思っております。

○昌浦委員

だから、そのラインの方の。今御回答いただいたけれども、市長、副市長以外で五つぐらいの判こを押すような格好だね。正確には数えていなかったけれども。起案者を入れれば。ですから、それを例えば起案者の次は課長、次は部長みたいな、決裁スピードを速くしていくような工夫とかなんかも含めてフラット化というのをやったのか、再度聞きたいと思えます。

○菅野市長公室長

私の方からお答えしたいと思います。

まず、職制上のフラット化ということでは、スタッフ制度に関していろいろ内部の方で検討はいたしました。スタッフ制度、当初非常にはやりでございまして、今から四、五年前ですか、そのあたりで実際スタッフ制度を導入したところの調査をいたしました結果、なかなかうまく定着しなかったということで、その辺の部分が今現在またもとの課長補佐、係長制度に戻しているところが出てまいっております。そういったところを我々も調査検討した結果、多賀城市においてスタッフ制度を市長公室の方で若干それに近いような形ではやっていますけれども、これが多賀城市の全部の組織の中うまく活用できるのかということを種々検討したことがありました。なかなかこの辺も難しいのかなというのが現状の認識の中で持っております。ただ、もう少しスタッフ制度をうまく活用できる大部屋的なところであると、それは可能なのではないかなというのが一つあります。ただ、具体的に今回の組織の見直しの中でその辺うまくできるかできないかというのは、もうちょっと検証が必要だろうというところが1点ございます。

それから、事務の決裁の簡略化という部分では、事務決裁規程というものがございまして、その中で決裁権を課長であるとかなんかも引き下げたりしながら、できるだけ事務の簡素化を図っている取り組みは平成19年あるいは20年度でもその都度やっております。以上でございます。

○昌浦委員

19年度からだったかな、ちょっと説明では市長公室、19年度からだ記憶しているんですけども、そのスタイルを全庁的というようにことを議員の方に説明があったように聞

いているんです。しかし、待っていると、いつになっても市長公室以外は今までと同じ。だから 21 年度に検討したのかと。

今の答弁を聞いていると、一度フラット化に踏み切ったときもだめになったと。では、だめになった理由は何なのか。もう一つは、なぜ多賀城市ではそれが採用できないのか。検討したのでしょから。その辺はどういうふうにお考えなんですか。

○菅野市長公室長

先ほど説明したとおり、実際、係制から班制を投入して、いわゆるスタッフ制度に近いような形をとったところもあるんですが、実態は前の係制であるとかなんかとほとんど変わりが無いというのがまず我々が調査した中で浮かび上がってまいりました。いたずらにまた組織をいじることによってかえって混乱が生じるのだろうということが一つありますので、本当の意味でのフラット化という部分がどういう形なのかというのはまだまだ検討の必要性があるのかなということで、市長公室がとっている今の担当制というものが多賀城市役所の中のどのセクションの中において可能なのかどうかというのは、調査がまだ必要だろうと。

実際、県内のところでもスタッフ制を投入しているところと、そのまま課・係制と一緒にやっているところがあるんです。そのあたりもちょっとお聞きすると、どうもかえって市民の方々から混乱が生じているのではないかとということもありますので、中途半端な導入というのはまずいのかなというのが現段階の検討の結果でございます。

○昌浦委員

では、形を変えて。一般正規職の総数と、その総数の中で係長以上相当職の数はどのくらいなんでしょうか。できれば、管理職というのは何%を全職員の中で占めているのか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

企業会計も含んだ職員数でございますが、22 年 3 月 31 日現在で 457 名でございます。そのうち管理職と言われる職員の数でございますが、これは要するに管理職手当を支給する、例えば参事職以上の方々、正確な数字は今持っておりませんが、60 名前後だと把握してございます。以上でございます。

○昌浦委員

管理職手当ではないんです。係長というのは係員を指導していく立場にいるから。係長以上の数字はつかんでいないんですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

今資料を持っておりませんので、後で別に。監督職ですね、監督職以上の職員の数、今把握してございません。

○昌浦委員

その数字が出てこないと私質問を先に進められないので、ほかの方をどうかお願いしたいと思っております。

○雨森委員

資料7の(4)の資機材倉庫整備事業の説明の中でお尋ねいたします。15ページです。資機材倉庫整備事業の説明の中で、現在、勤労青少年センターが解体されております。その中で、あの跡地の利用はどのようになさるのか説明されたか、再度お尋ねします。

○阿部管財課長

お答えします。

現在、旧勤労青少年ホームの解体工事を実施していきまして、今年度中に完了するわけですが、現在のところ駐車場として活用することにしております。

○雨森委員

了解しました。駐車場ですね。わかりました。工事はいつごろ終わりますか。

○阿部管財課長

現契約上は10月初めには完成するものと思われまます。

○雨森委員

では、この件は了解いたしました。

同じ7の資料、24ページでございますが、交通安全推進の中で、現在工事が行われております多賀城生協前、工事も着々と進んでおるんですが、最近、あの道路を横断する際に非常に車がスピードアップして渡り切れなくてつまずいてすねをけがしたということで写真を持ってきておられる方もあります。運転手のモラルの問題ということは当然なことなんですが、非常に快適な道路、しかしこれからの対策をどのように考えていかれるのか。安全対策です。お考えをお伺いしたいと思います。

○鈴木交通防災課長

6月議会でも委員からございましたけれども、その後、すぐに警察署の方にお話しいたしました。今工事中の段階では気をつけていただく以外にない、あと指導隊なり皆さん交通安全してくれているということで、現状はそれしかないのかなと思っておりますが、完成した後は警察署の方としては、あそこはスピードの規制は、あの道路は大分広いので、難しいのかなど。難しいというか、なじまない、そういうお話でしたので、一番いいのは、あそこに信号。オービルというんですか、あそこ前の交差点がありますね、そこに信号設置が一番いいだろうということで、その考えを確認しております。

○雨森委員

生協、買い物ですね、あそこを横断して買い物に行く方、高齢者もいます。とにかく車のスピードアップ、片一方気をつければ、片一方から吹っ飛んでくるという状況なんです、現在。ですから、大きな事故につながった場合、管理者は多賀城市でございまして、何かいい方法を。それから、道路に合わない。私は逆にあそこを30キロぐらいにしてスピードを落としてしまえばいいと思うんです。事故が起きて、これは公安委員会の方もいろいろあると思うんですけれども、やはりまず安全を確保するというような。安価な信号機はもっともなんですが、かなりスピードアップしております。朝なんかでもスピードが上がっていきまして、我々でも渡るの是非常にこわいという状況でございまして、課長も検討されて、工事が完成するまでに。あるいはまた路面に対しての安全対策、スピードをダウンしなさいとかそういったものもございまして、いろいろな角度から検討していくことをぜひお願いしたいと思います。

それから、道路の構造上、あそこにお弁当屋さんございますね、あの弁当屋はどうなるんでしょうか。あそこで道ストップになってしまうんですが。これは別の日でも結構でございます。

そういうことで、一応まとめとして、安全にあそこの道路が、とにかく人が出てからでは遅うございますので、ひとつその点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続けてもう1件だけ。

26 ページ、多賀城駅前警察官立ち寄り所の件でございます。これは担当課長にももうお話を耳の中に入れておりますし、また塩釜警察署の方に行かれまして会議等々をなさったということでお聞きしております。一応ここで再度確認のために申し上げます。多賀城駅前の駐輪場の管理者の1人からお話ございました。多賀城駅前で、その言葉をそのまま言いますと、怪しげな者が3名、商売をしている。1人の人間が売り子、あとの2名は男女、長崎屋方面に1人、あるいはまた電話ボックスのところに1人いまして、見張りをしている。高校生がターゲットになったようでございまして、物を売っているようなんです。それで、その管理者の方がそばに行きましたら、恐ろしいお兄さんが出てきて、「我々は命をかけているんだ、お前は向こうへ行け」ということで、そういう言葉で対抗してきたというわけです。それで、彼はすぐに交番へ電話しました。パトカーが来たときには、彼たちは散らばって、いなかったということなんです。その高校生が何か買わされたようだ、財布からお金を出していたというようなことも現にあったようでございます。それで、担当課長も塩釜署に行かれまして会議もしてこられた。

今後対策もしておられるようでございますけれども、最近、見ますと、比較的あそこにパトカーがとまっている回数が少ないように思うんです。以前は夜遅くまで電気もついておりましたし、お巡りさんの姿も見えておったんですけれども、最近、多賀城駅が安全になったのか知らないけれども、数が少ないのではないかというふうに見られるんですが、その点について課長、いかがでしょう。

○鈴木交通防災課長

確かに、おっしゃられるような事案を抑止するためには、立ち寄り所、せつかくありますので、常になるだけ多くの回数行く、あと特に夜、電気をつけておくというのがかなり抑止力があるのではないかと考えております。今おっしゃったように、警察署にもすぐ行きまして、あちらもいろいろ忙しいんですけれども、「行きます」ということで確認しております。

おっしゃられるとおり、ことしの前半、立ち寄りを利用した回数、去年の同じ時期と比べますと、確かにちょっと下がっております。それで、防犯協会とか、警察署はもちろんですけれども、そういうところになるべく昔のように何回も寄ってもらうようにお話ししてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○雨森委員

今の説明ありましたとおり、とにかく安心・安全という言葉は簡単に言えるんですが、現状でそういうことも行われたということです。すぐパトカーが来たけれども逃げられたとか、なんか今の時代に沿わないようなことが行われていたようでございますので、どうぞきめ細かく目配り、気配りしていただいて、安心・安全を確保していただきたい、そのように思ひます。お願ひいたします。以上です。

○藤原委員長

3 款までの質疑まだある方。まだまだありますね。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす 9 月 14 日は午前 10 時から特別委員会を開きます。

本日は御苦労さまでございました。

午後 4 時 53 分 延会

決算特別委員会

委員長 藤原 益栄